

大規模小売店舗立地法の手引き

令和 6 年 10 月

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

この手引きは、名古屋市において大規模小売店舗を設置したり、又は大規模小売店舗の施設の配置や運営方法などを変更しようとする際に必要となる大規模小売店舗立地法、大規模小売店舗立地法施行令、大規模小売店舗立地法施行規則、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針及び名古屋市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱に基づく手続についてまとめたものです。

大規模小売店舗に関する各種手続を行う際には、手続の円滑化を図るためにも下記の窓口にお早めにご相談ください。

<窓 口>

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

(名古屋市役所本庁舎5階)

TEL : 052-972-2433

Fax : 052-972-4138

名古屋市以外の愛知県内に大規模小売店舗を設置される場合は、愛知県までお問い合わせください。

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

TEL : 052-954-6338 (ダイヤルイン)

※手引きのご利用にあたって

- ・この手引きで用いる略称は、次のとおりです。

法：大規模小売店舗立地法

施行令：大規模小売店舗立地法施行令

施行規則：大規模小売店舗立地法施行規則

指針：大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針

要綱：名古屋市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱

§1 I ①：第1条第1項第1号

- ・法、施行令、施行規則などについて詳しくお知りになりたい場合は、経済産業省のホームページをご覧ください。

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibokouritenporittiho.html>

- ・名古屋市における届出の状況などについては、名古屋市ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

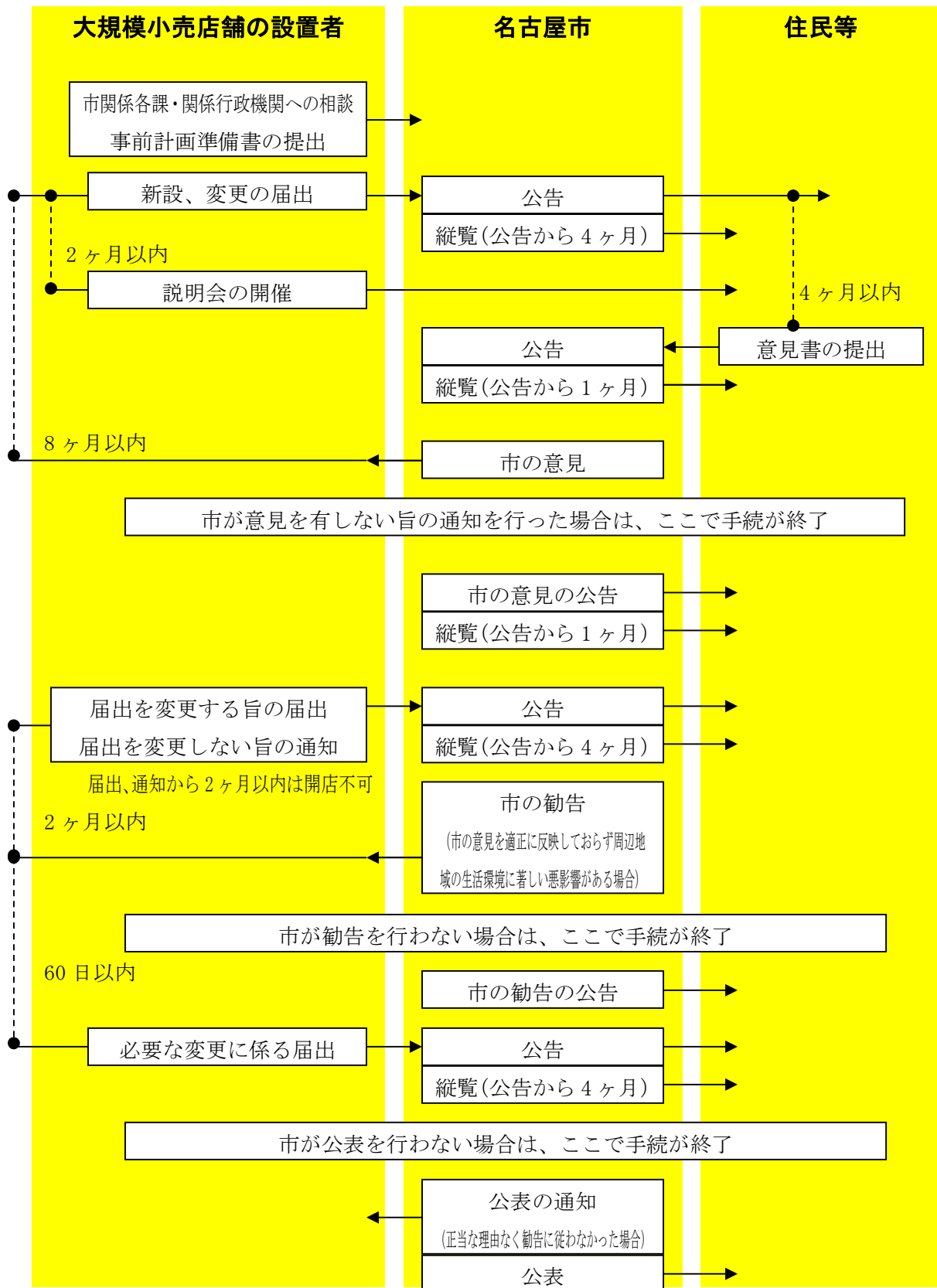
<https://www.city.nagoya.jp/jigyuu/category/387-1-9-1-4-0-0-0-0-0-0.html>

目 次

1	大規模小売店舗立地法の基本的な手続の流れ	1
2	法の概要	2
2-1	法の対象となる店舗	2
2-2	届出者	7
3	名古屋市の運用基準	8
4	名古屋市の行う手続	8
4-1	公告	8
4-2	縦覧	8
4-3	情報提供	9
5	法第5条第1項の規定による新設の届出の手続	10
5-1	法第5条第1項の規定に基づく届出事項	10
5-2	事前相談	10
5-3	新設の届出	11
5-4	説明会の開催	11
5-5	住民等の意見書の提出	13
5-6	名古屋市の意見	14
5-7	届出を変更する旨の届出、届出を変更しない旨の通知	14
5-8	名古屋市の勧告	15
5-9	必要な変更に係る届出	16
5-10	名古屋市の公表	17
6	法第6条第1項の規定による変更の届出の手続	18
6-1	法第6条第1項の規定に基づく届出事項	18
6-2	事前相談	18
6-3	変更の届出	18
6-4	住民等の意見書の提出	18
7	法第6条第2項の規定による変更の届出の手続	19
7-1	法第6条第2項の規定に基づく届出事項	19
7-2	法第6条第2項の規定による変更の届出が不要な変更	19

7-3	事前相談	19
7-4	変更の届出	20
7-5	説明会の開催	21
7-6	軽微な変更	23
7-7	掲示の方法による説明会の開催	24
7-8	住民等の意見書の提出	25
7-9	名古屋市の意見	25
7-10	届出を変更する旨の届出、届出を変更しない旨の通知	25
7-11	名古屋市の勧告	26
7-12	必要な変更に係る届出	26
7-13	名古屋市の公表	26
8	法附則第5条第1項の規定による変更の届出の手続	27
8-1	法附則第5条第1項の規定に基づく届出事項	27
8-2	法附則第5条第1項の規定による変更の届出の留意事項	27
8-3	変更の届出の手続	27
9	法第6条第5項の規定による廃止の届出の手続	28
9-1	法第6条第5項の規定に基づく届出事項	28
9-2	事前相談	28
9-3	廃止の届出	28
10	法第11条第3項の規定による承継の届出の手続	29
10-1	法第11条第3項の規定に基づく届出事項	29
10-2	事前相談	29
10-3	承継の届出	29
11	関係課・行政機関一覧	30
12	届出書等記載要領（付：変更の場合の届出書等記載事項等一覧）	31
	大規模小売店舗届出書等記載要領	32
	大規模小売店舗届出書	33
	[大規模小売店舗立地法に基づく添付書類]	37
	[交通検討資料]	52
	[騒音予測資料]	63
	[補足資料（指針配慮事項等）]	68
	変更の場合の届出書等記載事項等一覧	83

1 大規模小売店舗立地法の基本的な手続の流れ



2 法の概要

2-1 法の対象となる店舗（法 § 2、3、施行令 § 1、2）

法の対象となる大規模小売店舗は、「一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が 1,000 m²を超えるもの」です。店舗面積が 1,000 m²を超えそうな店舗を計画されている場合は、地域商業課に早めに相談してください。

1 「一の建物」

- (1) 屋根、柱又は壁を共有する建物を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）

例えば、駅の両端にそれぞれショッピングセンターがあるような場合には、駅建物を通じて、両端のショッピングセンターは屋根、柱又は壁を共通にする一の建物になっているが、実質的にみて、二つのショッピングセンターが各々別々の機能を果たしているときには、両者を一体として考える必要性がないため、各々が一の建物となります。

道路その他の施設が「公共の用に供される」ものかどうかは、次の条件を満たす場合その他管理権の所在、利用形態、建設目的等から総合的に判断することとします。

- ① 買い物客以外の通行人が相当数を占め、
- ② 周辺の商店の営業時間以外（開店時刻以前又は閉店時刻以降）も通行可能であるもの

- (2) 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物

別々の建物であっても、通路によって接続され、機能が一体となっている場合は、一の建物とします。

※専用通路によって接続され、機能的に一体となっているものについては、専用通路かどうかは、管理権の所在、利用者の内訳、建設目的等を総合的に判断して決定します。

地上の建物と地下街が接続している場合には、原則として、

- ① 地上の建物とその地下部分は、一の建物として扱います。
- ② ①の地下部分から更に地下街に直接つながっている場合には、原則別個の建物としますが、建物の構造、営業主体、営業方法等からみて、機能的に同一と認められるものは、一の建物として扱います。

- (3) 一の建物（(1)、(2)を含みます。）とその附属建物をあわせたもの

(1)、(2)の場合も含めて、一の建物に附属建物があるときには、これも併せたものをもって、一の建物とします。

附属建物とは、同一敷地又はこれに隣接する敷地内にある他の建物との間に、建物の構造、主たる建物との関係等からみて、機能的に不可分の関係があると認められる建物をいい、所有、管理の主体が同一人物で

あるか否かを問いません。

2 「店舗面積」

小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含みます。）を行うための店舗の用に供される床面積をいいます。

(1) 「小売業」

標準産業分類上「飲食店業」を含みません。

なお、物品加工修理業は、洋服のイージーオーダー、ワイシャツの委託加工等を意味するものです。

(2) 「小売業を行う」

物品を反復継続して消費者に販売する行為がその業務の主たる部分を占めるものをいいます。生協、農協のように、組合原則に従い、組合員に物資の供給事業を行っている場合も対象とします。

①小売業でない者が、個展やバザー等において 1 回限りの販売を行うことは「継続反復して」行うこととはなりませんが、初めての販売行為であっても、継続反復の意思があればこれに該当します。

②カタログコーナー等直接物品を展示していない場合であっても、その場所で実質的に販売契約が締結されている場合には、小売業を行うものと解します。

③飲食店業における持ち帰り品の販売、旅行斡旋業における時刻表等の販売等、サービス提供事業における物品の販売は、その販売が、客観的にみて、当該サービス提供事業の付随的な業務と認められる場合は、小売業を行っていることとはなりません。

④会員制販売であっても、最終消費者への販売行為と認められる場合には、小売業を行うものと解されます。

(3) 「小売業を行うための店舗」

小売業を行うための建物（土地に定着する工作物又は地下若しくは高架の工作物のうち、屋根及び柱、若しくは壁を有するものをいう。）であって、その場所に客を来集させて小売業を行うための用に直接供されるものをいいます。

なお、同一の店舗で小売業と小売業以外の業を行っている場合は、それぞれの業について直接それらの用に供する部分が明確に区別できない限り、その店舗の全てが「小売業を行う店舗」に該当します。

また、通常、店舗以外の用途に供されている建物であって、非恒常的に店舗を開設する場合については、原則として小売業を行う日数が年間 60 日以内であれば、「小売業を行う店舗」にはなりません。

(4) 「床面積」

建築基準法の用語によることとし、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいいます（建築基

準法施行令 § 2 I ③)。

3 店舗面積の範囲

(1) 店舗面積に含まれる部分

部分名	定義	備考
①売場	直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。 ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。）は、売場とみなす。	
②ショーウインド	ショーウインドは、店舗面積に含む。 ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウインドは、店舗面積に含まない。	
③ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。	
④サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送等承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。	
⑤物品の加工修理場のうち顧客から引受（引渡を含む。）の用に直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受（加工又は修理のための物品の引渡を含む。）の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。	

(2) 店舗面積に含まない部分

部分名	定義	備考
①階段	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積に	

	含まない。また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。	
②エスカレーター	エスカレーター装置（附属部分を含む。）部分をいい、店舗面積に含まない。また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗面積に含まない。	
③エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積に含まない。	
④売場間通路及び連絡通路	壁等により売場と明確に区分された売場としての利用し得ない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積に含まない。また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積に含まない。	
⑤文化催場	展覧会等の文化催しのみの用に供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	注 1 参照

⑥休憩室	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
⑦公衆電話室	公衆電話室であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
⑧便所	便所の出入口の線（専用通路がある場合は、その出入口の線）で他と区分し、店舗面積に含まない。	
⑨外商事務室等	外商ないし上得意先に対する業務のみを行う場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
⑩事務室・荷扱い所	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
⑪食堂等	食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。	
⑫塔屋	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。	注 2 参照
⑬屋上	塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。	
⑭はね出し下・軒下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい店舗面積に含まない。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱うものとする。	

注 1 間仕切りについて

間仕切りは、原則として壁、棚、扉等固定したものとする。

注 2 塔屋と普通階の区別について

建築基準法施行令 §2 I ⑧により階数の算定法が定められているが、法の運用においては、屋上の突き出し部分が建築面積の 8 分の 1 を超えている程度の場合に塔屋として取り扱うものとする。

また、上記の建築面積とは、建築基準法施行令 §2 I ②の規定による「建築物（地階で地盤面上 1 メートル以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離 1 メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離 1 メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。」に準ずるものとする。

なお、出入口の二重扉や風除室については、物品の販売の用に供しない限り店舗面積には含まれません。ただし、二重扉内に買い物カートを置いた場合は、当該カート設置部分は物品の販売の用に供される部分と考えられることから、店舗面積に含まれます。また、当該カート設置部分が間仕切り等で他の部分と明確に区分されていなければ、二重扉部分全体が店舗面積となります。

2-2 届出者（法 §5 I）

大規模小売店舗を設置する者（建物所有者をいい、賃借権、使用借権を有する者等は含まれません。）が届出義務を負います。

3 名古屋市の運用基準（法 § 4、指針、要綱 § 3、別表第 1）

法において、大規模小売店舗の設置者は、指針を踏まえて、立地に関し周辺地域の生活環境を保持するよう配慮すべきこととされていますが、指針において、地域の事情が多種多様であることから、地域の基準を設けることが認められています。名古屋市は、これに基づき、要綱別表第 1 において運用基準を定めています。

したがって、運用基準に規定がある事項については運用基準に基づき、運用基準に規定がない事項は指針に基づき配慮し、店舗の計画を立ててください。

運用基準参照：<https://www.city.nagoya.jp/keizai/page/0000056346.html>

4 名古屋市の行う手続

4-1 公告

法により、名古屋市が行うこととされている公告は、

- ・新設の届出の公告（法 § 5Ⅲ）
- ・変更の届出の公告（法 § 6Ⅲ）
- ・廃止の届出の公告（法 § 6Ⅵ）
- ・住民等から意見書の提出により述べられた意見の概要の公告（法 § 8Ⅲ）
- ・名古屋市の意見の概要の公告（法 § 8Ⅵ）
- ・名古屋市の意見に対する届出を変更する旨の届出の公告（法 § 8Ⅷ）
- ・名古屋市の勧告の内容の公告（法 § 9Ⅲ）
- ・名古屋市の勧告に対する必要な変更に係る届出の公告（法 § 9Ⅴ）

です。

このほか、法により公告を行うことが規定されていない

- ・名古屋市の意見に対し届出を変更しない旨の通知
- ・公表

についても、公告を行います。

公告は、名古屋市公報に掲載して行います。ただし、急施を要するとき又は災害その他特別の事由により名古屋市公報に掲載することができないときは、市役所の掲示場に掲示してこれに代えることができます。

4-2 縦覧

1 場所（要綱 § 8）

- ・名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（市役所本庁舎 5 階）
- ・店舗の所在する区の区役所の情報コーナー

- ・店舗から半径 1 キロメートルの範囲内に含まれる区の区役所の情報コーナー

ただし、法第 6 条第 1 項の規定による変更の届出及びこの届出に対する住民等の意見書は、

- ・名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（市役所本庁舎 5 階）
- です。

2 縦覧時間

開庁日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 00 分までです。

4－3 情報提供

名古屋市ホームページにおいて、以下の事項について情報提供を行います。法により公告の規定がないものについても、情報提供を行います。

- ・新設の届出、法第 6 条第 2 項・附則第 5 条第 1 項の規定による変更の届出の概要
- ・廃止の届出の概要
- ・住民等の意見書の意見の概要
- ・名古屋市の意見の概要
- ・名古屋市の意見に対する届出を変更する旨の届出又は届出を変更しない旨の通知の概要
- ・名古屋市の勧告の概要
- ・名古屋市の勧告に対する必要な変更に係る届出の概要
- ・公表

5 法第5条第1項の規定による新設の届出の手續

5-1 法第5条第1項の規定に基づく届出事項

大規模小売店舗を新設する場合は、下記事項（法第5条第1項第1号から第6号までの事項）について、届出が必要です。

- ①店舗の名称及び所在地
- ②設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ③小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ④店舗の新設をする日
- ⑤店舗面積の合計
- ⑥駐車場の位置及び収容台数
- ⑦駐輪場の位置及び収容台数
- ⑧荷さばき施設の位置及び面積
- ⑨廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- ⑩開店時刻及び閉店時刻
- ⑪駐車場利用可能時間帯
- ⑫駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- ⑬荷さばき可能時間帯

5-2 事前相談

1 事前相談

店舗面積が 1,000 m²を超えそうな店舗の計画を予定されている場合は、地域商業課に早めに相談してください。

新設の届出を行う前に、手續が円滑に行われるよう、地域商業課まで事前の相談をお願いします。また、併せて関係各課、関係行政機関にも事前の相談をしていただくようお願いします。

2 事前計画準備書の作成、提出（要綱 §5、別表第2）

事前相談のうえ、事前計画準備書を作成し、提出してください。事前計画準備書の記載の仕方は、「届出書等記載要領」（P31～）を参照してください。

また、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境を保持するため、あらかじめ十分な予測、調査を行い、指針及び名古屋市の運用基準に基づいた店舗計画を立てた上で事前計画準備書を作成、提出してください。（要綱 §4）

提出部数は、30部（正本1部を含む。）ですが、案件により、提出部数が増減します。

5-3 新設の届出

- 1 届出書、添付書類等の作成、提出（法 § 5Ⅱ、施行規則様式第 1、要綱 § 6、別表第 2）

事前計画準備書に修正事項があった場合は、その事項を修正のうえ、修正事項がなかった場合はその内容のままで、様式に従って届出書を作成し、提出してください。また、届出書には添付書類、補足資料を添付してください。なお、補足資料は、指針及び名古屋市の運用基準に基づき配慮する事項等を記載していただくものです。

提出部数は、届出時 5 部（正本 1 部を含む。）、縦覧終了後 40 部ですが、案件により、提出部数が増減します。

- 2 新設の制限（法 § 5Ⅳ）

届出後 8 ヶ月間は、原則として新設することができません。

5-4 説明会の開催

- 1 説明会の方法（法 § 7、施行規則 § 11Ⅰ、要綱 § 12、13、15）

設置者は、届出をした日から 2 ヶ月以内に説明会を開催してください。説明会の開催日時、場所等については、事前に地域商業課に相談してください。（要綱 § 12Ⅱ）

説明会には、設置者、主な小売業者双方が出席し、説明を行ってください。

- (1) 開催回数（要綱 § 13Ⅰ、Ⅱ）

ア 説明会の開催回数は、原則 1 回ですが、2 回以上とする場合は、開催回数を指定し、設置者に通知（要綱第 3 号様式）します。

説明会を 2 回以上開催する届出は、次の表のとおりです。なお、届出内容が 2 回と 3 回の双方に該当する場合は、3 回とします。

開催回数	届出内容
3 回	・ 店舗面積が 15,000 m ² 超の場合 ・ 営業時間が 24 時間営業である場合 ・ その他必要と認められる場合
2 回	・ 店舗面積が 6,000 m ² 超から 15,000 m ² 以下の場合 ・ 営業時間が午後 10 時から午前 6 時に及ぶ場合 ・ その他必要と認められる場合

- イ 開催日時、場所（要綱 § 13Ⅲ、Ⅳ）

より多くの方に参加していただくため、1 回以上は、午後 6 時以降か土曜日、日曜日又は祝日に開催してください。

説明会を 3 回開催する場合は、2 日以上に分けて開催してください。

また、店舗近隣で、相当な人数を収容できる施設（コミュニティセンター等）で行ってください。

ウ 配布資料（要綱 § 12 I）

配布資料には、届出と添付書類の記載事項を必ず掲載してください。
補足資料の記載事項については、適宜掲載してください。

(2) 説明会の開催の公告

ア 公告の方法・区域（法 § 7 II、施行規則 § 12、要綱 § 15）

次のいずれかの方法により、説明会の開催 1 週間前までに行ってください。公告の区域は表のとおりです。

- ・時事に関する事項を記載する主要な日刊新聞紙 2 紙以上に、説明会の開催案内を掲載
- ・時事に関する事項を記載する主要な日刊新聞紙 2 紙以上に、説明会の開催案内を掲載したちらしの折込み
- ・その他市長が適切と認める方法

公告の範囲	届出内容
店舗から半径 3 キロ	店舗面積が 15,000 m ² 超の場合
店舗から半径 2 キロ	店舗面積が 6,000 m ² 超から 15,000 m ² 以下の場合
店舗から半径 1 キロ	上記以外のもの

イ 公告する内容

- ・開催日時、場所
- ・大規模小売店舗の名称及び所在地
- ・設置者、主な小売業者の氏名又は名称及び住所
- ・店舗面積、営業時間
- ・説明会に関する連絡先

3 説明会等実施状況報告書の作成、提出（要綱 § 17）

説明会開催後 2 週間以内に、説明会等実施状況報告書（要綱第 9 号様式）を作成し、提出してください。

説明会等実施状況報告書には、説明会の公告、説明会で配布した資料も添付してください。

4 説明会を開催できない場合（法 § 7 IV、施行規則 § 13、要綱 § 16）

(1) 説明会の開催不能の認定の申出（要綱 § 16 I～III）

施行規則第 13 条第 1 項に規定する事由により説明会を開催することができない場合は、速やかに地域商業課に相談してください。説明会開催不能の認定の申出（要綱第 7 号様式）を行う必要があります。また、申出書には、説明会を開催することができないことを証する書面を添付してください。

なお、施行規則第 13 条第 1 項に規定する事由は、

- ・天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること
- ・説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されること
によって説明会を円滑に開催できないこと

であって、名古屋市が認めるものです。

(2) 説明会の開催不能の認定の通知（要綱 § 16Ⅳ）

名古屋市は、説明会の開催が不可能と認める（認めない）ことを決定し、設置者に通知（要綱第 8 号様式）します。

(3) 届出等の要旨の周知（要綱 § 16Ⅵ）

説明会を開催できないと認められた場合は、届出、添付書類、補足資料の要旨を周知する必要があります。

周知は、次のいずれかの方法により行ってください。周知の区域は表のとおりです。

- ・時事に関する事項を記載する主要な日刊新聞紙 2 紙以上に、届出、添付書類、補足資料の要旨を掲載
- ・時事に関する事項を記載する主要な日刊新聞紙 2 紙以上に、届出、添付書類、補足資料の要旨を掲載したちらしを折込み
- ・その他市長が適切と認める方法

周知の範囲	届出内容
店舗から半径 3 キロ	店舗面積が 15,000 m ² 超の場合
店舗から半径 2 キロ	店舗面積が 6,000 m ² 超から 15,000 m ² 以下の場合
店舗から半径 1 キロ	上記以外のもの

(4) 説明会等実施状況報告書の作成、提出（要綱 § 17）

周知後 2 週間以内に、説明会等実施状況報告書（要綱第 9 号様式）を作成し、提出してください。

説明会等実施状況報告書には、周知した資料も添付してください。

(5) 説明会の開催が不可能と認められなかった場合は、再度説明会の開催の公告を行い、通常の説明会を開催してください。

5-5 住民等の意見書の提出

住民等大規模小売店舗の設置者が配慮すべき事項について意見を有する者は、届出の公告の日から 4 ヶ月以内に、名古屋市に対して意見書を提出することにより意見を述べるができます。（法 § 8Ⅱ、要綱 § 18、第 10 号様式）

意見書は、地域商業課あてに持参、郵送、FAXにより提出してください。（要綱 § 19）

意見書の意見の概要を公告し、公告の日から 1 ヶ月間意見書を縦覧します。
(法 § 8Ⅲ)

また、名古屋市ホームページにも意見書の意見の概要を掲載します。

意見書が提出された場合には、設置者に対してその写しを送付しますので、設置者は、意見に対してどのように対応するかを必要に応じて検討し、地域商業課に報告してください。(要綱 § 20)

5-6 名古屋市の意見

名古屋市は、届出をした日から 8 ヶ月以内に、提出された届出書、添付書類、補足資料について、住民等からの意見に配意し、指針及び名古屋市の運用基準を勘案して、名古屋市の意見の有無を決定し、通知します。(法 § 8Ⅳ、要綱 § 21Ⅰ)

1 名古屋市が意見を有する旨の通知 (要綱 § 21Ⅱ)

名古屋市が意見を有する場合は、設置者にその旨通知 (要綱第 11 号様式) します。

この場合は、名古屋市の意見の概要を公告し、公告の日から 1 ヶ月間意見の内容を縦覧します。(法 § 8Ⅵ) また、名古屋市ホームページにも意見の概要を掲載します。

2 名古屋市が意見を有しない旨の通知 (要綱 § 21Ⅱ)

名古屋市が意見を有しない場合は、設置者に対してその旨通知 (要綱第 12 号様式) します。

この通知により手続は終了し、設置者は、新設することができます。(法 § 8Ⅴ)

5-7 届出を変更する旨の届出、届出を変更しない旨の通知

名古屋市が意見を述べた場合は、設置者は、大規模小売店舗が指針及び名古屋市の運用基準に配慮されたものであるかどうかを再度検討し、届出を変更する旨の届出又は届出を変更しない旨の通知を行ってください。(法 § 8Ⅶ、要綱 § 22)

1 事前相談

(1) 検討の結果、届出を変更する場合は、手続が円滑に行われるよう、地域商業課まで事前の相談をお願いします。また、変更内容に応じて、関係各課、関係行政機関にも事前の相談をお願いします。事前相談のうえ、届出の変更届出書案を作成していただくようお願いします。

(2) 検討の結果、届出を変更しない場合も、地域商業課、関係各課、関係行政機関に事前の相談をお願いします。

2 届出を変更する旨の届出（法 § 8Ⅶ）

届出事項変更届出書（施行規則様式第 5）を作成し、提出してください。

また、届出の変更に伴い添付書類、補足資料の記載内容が変更となる場合は、変更に係る添付書類、補足資料も提出してください。（法 § 8Ⅷ）

提出部数は、44 部（正本 1 部を含む。）ですが、案件により、提出部数が増加します。

届出を変更する旨の届出が提出された場合は、名古屋市は届出の概要を公告し、公告の日から 4 ヶ月間縦覧を行います。（法 § 8Ⅷ）

また、届出を変更する旨の届出の概要を名古屋市ホームページに掲載します。

3 届出を変更しない旨の通知（法 § 8Ⅶ、要綱 § 22）

届出を変更しない旨の通知（要綱第 13 号様式）を作成し、提出してください。

通知書には、届出を変更しなくても大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することができることを証する書面を添付してください。（要綱 § 22Ⅱ）

また、届出を変更しないが添付書類、補足資料の記載内容のみの変更を行う場合は、届出を変更しない旨の通知と併せてその変更内容を通知してください。

提出部数は、44 部（正本 1 部を含む。）ですが、案件により、提出部数が増加します。

届出を変更しない旨の通知が提出された場合は、名古屋市は通知の概要を公告し、公告の日から 4 ヶ月間縦覧を行います。（法 § 8Ⅷ）

また、届出を変更しない旨の通知の概要を名古屋市ホームページに掲載します。

4 新設の制限（法 § 8Ⅸ）

届出を変更する旨の届出又は届出を変更しない旨の通知の日から 2 ヶ月間は、新設することができません。

5－8 名古屋市の勧告

名古屋市は、届出を変更する旨の届出、届出を変更しない旨の通知の日から 2 ヶ月以内に、勧告の有無を決定し、通知します。（法 § 9Ⅰ、要綱 § 23）

1 勧告を行う場合（要綱 § 23Ⅱ）

名古屋市は、設置者に勧告の内容を通知（要綱第 14 号様式）します。また、勧告の内容を公告します。（法 § 9Ⅲ）

名古屋市ホームページにも勧告の概要を掲載します。

2 勧告を行わない場合（要綱 § 23Ⅱ）

名古屋市は、設置者に対して勧告を行わない旨を通知（要綱第 15 号様式）をします。この通知により手続は終了しますが、設置者は、届出の変更の届出又は届出を変更しない旨の通知を行った日から 2 ヶ月間は新設することができません。

5－9 必要な変更に係る届出

名古屋市が勧告を行った場合は、設置者は、大規模小売店舗が指針及び名古屋市の運用基準に配慮されたものであるかどうかを再度検討し、必要な変更に係る届出を行ってください。届出は、名古屋市が勧告を行った日から 60 日以内に提出してください。60 日を経過しても提出、連絡がない場合は、勧告に従わないものとみなすことがあります。（法 § 9Ⅳ、要綱 § 24）

1 事前相談

- (1) 検討の結果、届出事項を変更する場合は、手続が円滑に行われるよう地域商業課まで事前の相談をお願いします。また、変更内容に応じて、関係各課、関係行政機関にも事前の相談をお願いします。事前相談のうえ、必要な変更に係る届出書案を作成してください。
- (2) 検討の結果、必要な変更に係る届出をしない場合も、地域商業課、関係各課、関係行政機関に事前の相談をお願いします。

2 必要な変更に係る届出（法 9Ⅳ）

必要な変更に係る届出書（要綱第 16 号様式）を作成し、提出してください。（要綱 § 24Ⅰ）

また、必要な変更に係る届出に伴い添付書類、補足資料の記載内容が変更となる場合は、変更に係る添付書類、補足資料も提出してください。（法 § 9Ⅴ）

なお、必要な変更に係る届出を行わないが、添付書類、補足資料の記載内容の変更を行う場合は、その変更の内容を通知してください。

提出部数は、20 部（正本 1 部を含む。）ですが、案件により、提出部数が増加します。

必要な変更に係る届出が提出された場合は、名古屋市は届出の概要を公告し、公告の日から 4 ヶ月間縦覧を行います。（法 § 9Ⅴ）

また、必要な変更に係る届出の概要を名古屋市ホームページに掲載します。

5－10 名古屋市の公表

名古屋市は、必要な変更に係る届出や意見聴取の結果をもとに、名古屋市の勧告を適正に反映しているかを審査し、公表の要否を決定します。（法 § 9 VII、要綱 § 25）

1 意見の聴取

必要な変更に係る届出を行わない場合、必要な変更に係る届出が名古屋市の勧告を適正に反映していない場合等で名古屋市の勧告に従わない場合は、設置者に対して書面により意見の聴取を行います。意見の聴取を行う旨の通知を受けたときは、速やかに（通知期限を設けた場合は、その期限内に）回答してください。

なお、正当な理由なく意見の聴取に応じない場合、設置者が所在不明で意見聴取の通知ができない場合は、意見聴取を行わないこともあります。（要綱 § 25 I）

2 公表を行う場合

名古屋市は、設置者に対して、公表を行う旨を通知（要綱第 17 号様式）します。（要綱 § 25 III）

公表は、公告のほか、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載などにより行います。（要綱 § 26）

3 公表を行わない場合

名古屋市は、設置者に対して、公表を行わない旨を通知（要綱第 18 号様式）します。（要綱 § 25 III）

6 法第 6 条第 1 項の規定による変更の届出の手続

6-1 法第 6 条第 1 項の規定に基づく届出事項

下記事項（法第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の事項）に変更があった場合は、変更後遅滞なく法第 6 条第 1 項の規定に基づく届出が必要です。

- ①店舗の名称及び所在地
- ②設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ③小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

6-2 事前相談

法第 6 条第 1 項の規定に基づく届出を行う前に、手続が円滑に行われるよう、地域商業課まで事前の相談をお願いします。

6-3 変更の届出（法 § 6 I）

様式に従って、届出書（施行規則様式第 2）を作成し、提出してください。

提出部数は、2 部（正本 1 部を含む。）ですが、案件により、提出部数が増加します。また、届出書には添付書類（設置者の変更の場合、法人にあっては登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し（変更内容の確認が出来るもの））を添付してください。

6-4 住民等の意見書の提出

法第 5 条第 1 項の規定による新設の届出と同様の手続を行うこととなりますので、P13、14 を参照してください。

以上により、手続は終了します。

フ 法第 6 条第 2 項の規定による変更の届出の手續

7-1 法第 6 条第 2 項の規定に基づく届出事項

下記事項(法第 5 条第 1 項第 3 号から第 6 号までの事項)を変更する場合は、変更する前に法第 6 条第 2 項の規定に基づく届出が必要です。

- ①店舗面積の合計
- ②駐車場の位置及び収容台数
- ③駐輪場の位置及び収容台数
- ④荷さばき施設の位置及び面積
- ⑤廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- ⑥開店時刻及び閉店時刻
- ⑦駐車場利用可能時間帯
- ⑧駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- ⑨荷さばき可能時間帯

7-2 法第 6 条第 2 項の規定による変更の届出が不要な変更(法 § 6 II 但書、施行規則 § 7)

法第 6 条第 2 項の規定は、法第 5 条第 1 項第 3 号から第 6 号までの事項に変更がある場合にあらかじめ届出が必要であることを規定していますが、以下の変更の場合については、届出は必要ありません。(法 § 6 II 但書、施行規則 § 7)

- ①新設する日の繰下げを行う場合
- ②名古屋市が法第 8 条第 4 項の規定による意見を有しない旨の通知をした場合において、新設する日の繰上げを行う場合
- ③店舗面積の合計を減少させる場合
- ④店舗面積の合計を増加させ、かつ、増加部分の面積が 1 割又は 1,000 m² のいずれか小さい方の面積を超えない場合
- ⑤駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させる場合
- ⑥荷さばき施設の面積を増加させる場合
- ⑦廃棄物等保管施設の容量を増加させる場合
- ⑧開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げを行う場合

なお、法附則第 5 条第 1 項の規定による変更の場合は、上記①から⑧までに該当する場合も届出が必要となります。

7-3 事前相談

1 事前相談

変更の届出を行う前に、手続が円滑に行われるよう、地域商業課まで事前の相談をお願いします。また、変更内容に応じて関係各課、関係行政機関にも事前の相談をしていただくようお願いします。

2 事前計画準備書、変更届出書案の作成、提出（要綱 § 5、別表第 2）

事前相談のうえ、必要な場合は、事前計画準備書を作成し、提出してください。（要綱 § 5）また、事前計画準備書の作成が必要でない場合は、変更届出書案を作成していただくようお願いします。

事前計画準備書、変更届出書案の記載の仕方は、「届出書等記載要領」（P 31～）を参照してください。

また、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境を保持するため、あらかじめ十分な予測、調査を行い、指針及び名古屋市の運用基準に基づいた店舗計画を立てた上で事前計画準備書、変更届出書案を作成、提出してください。（要綱 § 4）

事前計画準備書の提出部数は、30 部（正本 1 部を含む。）ですが、案件により、提出部数が増減します。

なお、新設、変更の届出の手続が終了するまでは、審査中であるため、更なる変更の届出を行わないようにしてください。

7-4 変更の届出

1 届出書、添付書類等の作成、提出（法 § 6Ⅲ、施行規則様式第 3、第 8、要綱 § 6、別表第 2）

事前計画準備書、変更届出書案に修正事項があった場合は、その事項を修正のうえ、修正事項がなかった場合はその内容のままで、様式に従って届出書を作成してください。

届出書には、添付書類、補足資料を添付してください。

添付書類、補足資料は、「届出書等記載要領」（P 31～）を参照し、既存店の状況を把握するためできるだけ多くの項目について作成していただきますようお願いします。

提出部数は、30 部（正本 1 部を含む。）ですが、案件により、提出部数が増減します。

2 変更の制限（法 § 6Ⅳ）

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項（法 § 5Ⅰ⑤、施行規則 § 3Ⅰ）は、届出後 8 ヶ月間は原則として変更することができません。

7-5 説明会の開催

1 説明会の方法（法 § 7、施行規則 § 11 I、要綱 § 12、13、15）

設置者は、届出をした日から 2 ヶ月以内に説明会を開催してください。
説明会の開催日時、場所等については、事前に地域商業課に相談してください。（要綱 § 12 II）

説明会には、設置者、主な小売業者双方が出席し、説明を行ってください。

なお、大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項（法 § 5 I ⑥、施行規則 § 3 II）を変更する場合にあっても、地域の理解を得る必要があることから、変更を行う前に説明会を開催していただきますようお願いします。

(1) 開催回数（要綱 § 13 I、II）

ア 説明会の開催回数は、原則 1 回ですが、2 回以上とする場合は、開催回数を指定し、設置者に通知（要綱第 3 号様式）します。

説明会を 2 回以上開催する届出は、次の表のとおりです。なお、届出内容が 2 回と 3 回の双方に該当する場合は、3 回とします。

開催回数	届出内容
3 回	・ 増床部分の店舗面積が 15,000 m²超の場合 ・ 営業時間を 24 時間営業に変更する場合 ・ 建替え後の店舗面積が 15,000 m²超の場合 ・ その他必要と認められる場合
2 回	・ 増床部分の店舗面積が 6,000 m²超から 15,000 m²以下の場合 ・ 営業時間を延長し、営業時間が午後 10 時から午前 6 時に及ぶ場合 ・ 建替え後の店舗面積が 6,000 m²超から 15,000 m²以下の場合 ・ その他必要と認められる場合

イ 開催日時、場所（要綱 § 13 III、IV）

より多くの方に参加していただくため、1 回以上は、午後 6 時以降か土曜日、日曜日又は祝日に開催してください。

説明会を 3 回開催する場合は、2 日以上に分けて開催してください。

また、店舗近隣で、相当な人数を収容できる施設（コミュニティセンター等）で行ってください。

ウ 配布資料（要綱 § 12 I）

配布資料には、届出と添付書類の記載事項を必ず掲載してください。

補足資料の記載事項については、適宜掲載してください。

(2) 説明会の開催の公告

ア 公告の方法・区域（法 § 7 II、施行規則 § 12、要綱 § 15）

次のいずれかの方法により、説明会の開催 1 週間前までに行ってください。公告の区域は表のとおりです。

- ・時事に関する事項を記載する主要な日刊新聞紙 2 紙以上に、説明会の開催案内を掲載
- ・時事に関する事項を記載する主要な日刊新聞紙 2 紙以上に、説明会の開催案内を掲載したちらしの折込み
- ・その他市長が適切と認める方法

公告の区域	届出内容
店舗から半径 3 キロ	・増床部分の店舗面積が 15,000 m²超の場合 ・建替え後の店舗面積が 15,000 m²超の場合
店舗から半径 2 キロ	・増床部分の店舗面積が 6,000 m²超から 15,000 m²以下の場合 ・建替え後の店舗面積が 6,000 m²超から 15,000 m²以下の場合
店舗から半径 1 キロ	上記以外のもの

イ 公告する内容

- ・開催日時、場所
- ・大規模小売店舗の名称及び所在地
- ・設置者、主な小売業者の氏名又は名称及び住所
- ・主な変更事項
- ・説明会に関する連絡先

3 説明会等実施状況報告書の作成、提出（要綱 § 17）

説明会開催後 2 週間以内に、説明会等実施状況報告書（要綱第 9 号様式）を作成し、提出してください。

説明会実施状況報告書には、説明会の公告、説明会で配布した資料も添付してください。

4 説明会を開催できない場合（法 § 7IV、施行規則 § 13、要綱 § 16）

(1) 説明会の開催不能の認定の申出（要綱 § 16 I～III）

施行規則第 13 条第 1 項に規定する事由により説明会を開催することができない場合は、速やかに地域商業課に相談してください。説明会開催不能の認定の申出（要綱第 7 号様式）を行う必要があります。また、申出書には、説明会を開催することができないことを証する書面を添付してください。

なお、施行規則第 13 条第 1 項に規定する事由は、

- ・天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること
- ・説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されること

によって説明会を円滑に開催できないこと
であって、名古屋市が認めるものです。

(2) 説明会の開催不能の認定の通知（要綱 § 16IV）

名古屋市は、説明会の開催が不可能と認める（認めない）ことを決定し、設置者に通知（要綱第 8 号様式）します。

(3) 届出等の要旨の周知（要綱 § 16VI）

説明会を開催できないと認められた場合は、届出、添付書類、補足資料の要旨を周知する必要があります。周知は、次のいずれかの方法により行ってください。周知の区域は、表のとおりです。

- ・ 時事に関する事項を記載する主要な日刊新聞紙 2 紙以上に、届出、添付書類、補足資料の要旨を掲載
- ・ 時事に関する事項を記載する主要な日刊新聞紙 2 紙以上に、届出、添付書類、補足資料の要旨を掲載したちらしの折込み
- ・ その他市長が適切と認める方法により届出、添付書類、補足資料の要旨を周知

周知の範囲	届出内容
店舗から半径 3 キロ	・ 増床部分の店舗面積が 15,000 m ² 超の場合 ・ 建替え後の店舗面積が 15,000 m ² 超の場合
店舗から半径 2 キロ	・ 増床部分の店舗面積が 6,000 m ² 超から 15,000 m ² 以下の場合 ・ 建替え後の店舗面積が 6,000 m ² 超から 15,000 m ² 以下の場合
店舗から半径 1 キロ	上記以外のもの

(4) 説明会等実施状況報告書の作成、提出（要綱 § 17）

周知後 2 週間以内に、説明会等実施状況報告書（要綱第 9 号様式）を作成し、提出してください。

説明会等実施状況報告書には、周知した資料も添付してください。

(5) 説明会の開催が不可能と認められなかった場合は、再度説明会の開催の公告を行い、通常の説明会を開催してください。

7-6 軽微な変更

大規模小売店舗に附属する施設の位置の変更であって、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境に与える影響が届出前に比して変化しないと名古屋市が認めた場合に、軽微な変更となります。（法 § 6IV 但、施行規則 § 8、要綱 § 11）

なお、大規模小売店舗に附属する施設とは、駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等保管施設及び廃棄物処理施設をいいます。（施行規則 § 2）

1 軽微な変更の認定の申出（要綱 § 11 I、III）

軽微な変更として手続を行うためには、変更届出書とともに、軽微な変更の認定の申出書（要綱第 1 号様式）を提出してください。

申出書には、変更が軽微な変更であること（大規模小売店舗の周辺地域の生活環境に与える影響がほとんどないこと）を証する書面を添付してください。

2 軽微な変更の認定の通知（要綱 § 11IV）

名古屋市は、軽微な変更と認める（認めない）ことを決定し、設置者に通知（要綱第 2 号様式）します。

3 軽微な変更と認められた場合は、

- ・ 8 ヶ月制限は適用されません。
- ・ 説明会の開催は不要となります。
- ・ 名古屋市の意見の有無は通知しません。したがって、それ以降の手続はありません。

ただし、住民等大規模小売店舗の設置者が配慮すべき事項について意見を有する者は、届出の公告の日から 4 ヶ月以内に、名古屋市に対して意見書を提出することにより意見を述べるができます。

4 軽微な変更と認められなかった場合は、通常の手続を行うこととなります。

7-7 掲示の方法による説明会の開催

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないため、説明会を開催する必要がないと名古屋市が認めた場合に、掲示の方法による説明会を開催することができます。（施行規則 § 11 II）

1 掲示の方法による説明会の開催の申出（要綱 § 14 I、III）

掲示の方法による説明会を開催しようとする場合は、変更届出書とともに、掲示の方法による説明会の開催の申出書（要綱第 4 号様式）を提出してください。

申出書には、変更が大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないことを証する書面を添付してください。

2 掲示の方法による説明会の開催の認定の通知（要綱 § 14IV）

名古屋市は、掲示の方法による説明会の開催を認める（認めない）ことを決定し、設置者に通知（要綱第 5 号様式）します。

3 掲示（施行規則 § 11Ⅱ、要綱 § 14Ⅵ、Ⅶ）

掲示の方法による説明会の開催を認められた場合は、届出等の要旨を記載した書面（要綱第 6 号様式）を、店舗敷地内の見やすい場所に掲示するとともに、店舗のウェブサイトに掲載する等インターネットを利用することにより行ってください。期間は、掲示の方法による説明会を認める旨の通知があった日の翌日から届出の縦覧終了日までです。

4 説明会等実施状況報告書の作成、提出（要綱 § 17）

掲示開始から 2 週間以内に、説明会等実施状況報告書（要綱第 9 号様式）を作成し、提出してください。

説明会等実施状況報告書には、掲示物の写し、掲示場所を示すもの、掲示の状況を撮影した写真、ウェブサイト等に掲示を掲載したページのハードコピーも添付してください。

5 掲示の方法による説明会の開催を認められなかった場合は、通常の説明会を開催してください。

7-8 住民等の意見書の提出

法第 5 条第 1 項の規定による新設の届出と同様の手続きを行うこととなりますので、P13、14 を参照してください。

7-9 名古屋市の意見

法第 5 条第 1 項の規定による新設の届出と同様の手続きを行うこととなりますので、P14 を参照してください。

この通知により手続は終了し、設置者は、変更することができます。（法 § 8Ⅴ）

7-10 届出を変更する旨の届出、届出を変更しない旨の通知

1 法第 5 条第 1 項の規定による新設の届出と同様の手続きを行うこととなりますので、P14、15 を参照してください。

2 変更の制限（法 § 8Ⅸ）

届出を変更する旨の届出又は届出を変更しない旨の通知の日から 2 ヶ月間は、変更することができません。

7-1-1 名古屋市の勧告

名古屋市は、届出を変更する旨の届出、届出を変更しない旨の通知の日から 2 ヶ月以内に、勧告の有無を決定し、通知します。(法 § 9 I、要綱 § 23)

1 勧告を行う場合（要綱 § 23 II）

名古屋市は、設置者に勧告の内容を通知（要綱第 14 号様式）します。また、勧告の内容を公告します。(法 § 9 III)

名古屋市ホームページにも勧告の概要を掲載します。

2 勧告を行わない場合（要綱 § 23 II）

名古屋市は、設置者に対して勧告を行わない旨を通知（要綱第 15 号様式）します。この通知により手続は終了しますが、設置者は、届出の変更の届出又は届出を変更しない旨の通知を行った日から 2 ヶ月間に変更することができません。

7-1-2 必要な変更に係る届出

法第 5 条第 1 項の規定による新設の届出と同様の手続を行うこととなりますので、P16、17 を参照してください。

7-1-3 名古屋市の公表

法第 5 条第 1 項の規定による新設の届出と同様の手続を行うこととなりますので、P17 を参照してください。

8 法附則第 5 条第 1 項の規定による変更の届出の 手続

8－1 法附則第 5 条第 1 項に基づく届出事項

法施行時（平成 12 年 6 月 1 日）に既存していた大規模小売店舗について、法施行後初めて下記事項（法第 5 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに規定する届出事項）を変更する場合は、変更する前に法附則第 5 条第 1 項の規定に基づく届出が必要です。

- ①店舗面積の合計
- ②駐車場の位置及び収容台数
- ③駐輪場の位置及び収容台数
- ④荷さばき施設の位置及び面積
- ⑤廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- ⑥開店時刻及び閉店時刻
- ⑦駐車場利用可能時間帯
- ⑧駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- ⑨荷さばき可能時間帯

8－2 法附則第 5 条第 1 項の規定による変更の届出の留意事項

既に法に基づく届出を行った大規模小売店舗であれば届出を要しない事項の変更（「7－2 法第 6 条第 2 項の規定による変更の届出が不要な変更」P 19 参照）であっても、届出が必要となりますので注意してください。

また、法第 5 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号から第 6 号までに規定する事項で、変更しない事項についても、併せて届出が必要となります。ただし、これらの事項は住民等の意見書等の対象とはなりません。

法附則第 5 条第 1 項の規定による届出の手続は、法第 6 条第 2 項の規定による届出の手続と同様に行います。

いったん法附則第 5 条第 1 項の規定に基づき届出を行えば、その後届出事項を変更する場合は、法第 6 条第 2 項の規定に基づき届出を行うことになります。

8－3 変更の届出の手続

法第 6 条第 2 項の規定による変更の届出と同様の手続を行うこととなりますので、P 19～を参照してください。

9 法第6条第5項の規定による廃止の届出の手続

9-1 法第6条第5項の規定に基づく届出事項

店舗面積の合計が1,000 m²以下となる場合は、あらかじめ法第6条第5項の規定に基づく届出が必要です。

9-2 事前相談

法第6条第5項の規定による届出を行う前に、手続が円滑に行われるよう、地域商業課まで事前の相談をお願いします。また、廃止する際の地域への影響を鑑み、できるだけ早期に相談してください。

9-3 廃止の届出（法§6V、施行規則§9）

様式に従って届出書（施行規則様式第4）を作成し、提出してください。
提出部数は、正本1部です。

届出の公告により手続は終了します。なお、届出の概要を名古屋市ホームページに掲載します。

10 法第 11 条第 3 項の規定による承継の届出の手續

10-1 法第 11 条第 3 項の規定に基づく届出事項

大規模小売店舗の新設等の届出をした者から当該店舗を譲り受けた者等は、当該届出をした者の地位を承継するとともに法第 11 条第 3 項の規定に基づく届出が必要です。（承継とは、大規模小売店舗の譲渡、自然人における相続並びに法人における合併及び分割）

10-2 事前相談

法第 11 条第 3 項の規定による届出を行う前に、手續が円滑に行われるよう、地域商業課まで事前の相談をお願いします。

10-3 承継の届出（法 § 11Ⅲ、施行規則 § 19）

様式に従って届出書（施行規則様式第 7）を作成し、提出してください。

届出書には、承継の事実を証する書類（建物の登記事項証明書、譲り受けた者の法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し、売買契約書等）を添付してください。

提出部数は、正本 1 部です。

以上により手續は終了します。

1 1 関係課・行政機関一覧

所 属			担当	主な協議事項
経済局	商業・流通部	地域商業課	大店立地担当	届出全体
環境局	地域環境対策部	大気環境対策課	大気騒音担当	騒音
	資源循環部	資源循環推進課	事業系ごみ対策担当	廃棄物等の保管施設、リサイクル等
住宅都市局	都市計画部	都市計画課	地域計画担当	計画地及びその周辺の概要（用途、街並みづくり計画等）等
		ウォークابل・景観推進課	都市景観担当	広告、看板、景観
		交通企画・モビリティ都市推進課	企画調査担当	交通処理
			駐車場のあり方検討担当	駐車場、荷さばき施設
	建築指導部	建築指導課	市街地建築担当	建築物
緑政土木局	路政部	自転車利用課	駐車対策担当	駐輪場
		道路利活用課	調整担当	道路構造
	緑地部	緑地維持課	民有地緑化担当	緑化計画
		土木事務所	維持担当	道路構造
愛知県警察本部	生活安全部	生活安全総務課	防犯対策第2係	防犯
	交通部	交通規制課	規制協議係	交通処理

新設や変更の計画を検討されている方は、まず始めに、経済局商業・流通部地域商業課（大店立地担当）にご相談ください。

また、案件によっては、住宅都市局市街地整備部市街地整備課、まちづくり企画部まちづくり企画課、名港開発振興課、リニア関連都心開発部都心まちづくり課、リニア関連・名駅周辺開発推進課、区役所区政部地域力推進課、国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所等との協議も必要となりますので、協議先についてはその都度ご相談ください。

1 2 届出書等記載要領

(付：変更の場合の届出書等記載事項等一覧)

大規模小売店舗届出書等記載要領

注 1 大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第 5 条第 1 項及び第 2 項に規定する大規模小売店舗の新設等に伴う届出事項、添付書類等について記載要領を示したものです。記載に当たっては、この記載要領を参照しながら法、指針及び名古屋市の運用基準の趣旨を十分に認識いただき記載してください。なお、法第 6 条第 1 項及び第 2 項並びに附則第 5 条第 1 項に基づく届出は、この記載要領を参照しながら経済局商業・流通部地域商業課とご相談のうえ必要事項（変更の場合の届出書等記載事項等一覧（P. 82～88 参照））を選択して記載してください。

注 2 法に基づく届出事項及び添付書類の内容は、説明会で周知しなければならないものですので、説明会資料には必ず入れてください。補足資料の内容は、適宜説明会資料に入れてください。

注 3 補足資料は法に基づく届出事項ではありませんのでその旨記載してください。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

(※印の項は記載しないこと)

大規模小売店舗届出書

年 月 日

(あて先)
名古屋市長

株式会社〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

名古屋市〇区〇〇町〇丁目〇番地

大規模小売店舗の設置者の氏名又は
名称を記載する。法人にあっては代
表者の肩書、氏名も記載する。

住所又は所在地の記載は、政令指定
都市は市名から、それ以外は県名か
ら記載する。

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

〇〇〇〇△△店

名古屋市〇区〇〇町〇丁目〇番 ほか〇筆

建物名称は、設置後予定している名称を記載する。「(仮称)」は付さない。

所在地は、計画地の土地登記簿上の地番及び筆数を記載する。

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者		住所
氏名又は名称	代表者（法人の場合）	
株式会社〇〇	代表取締役 〇〇 〇〇	岐阜県〇〇市〇〇町〇番地
△△ △△	—	名古屋市〇区〇町〇番地

すべての小売業者を記載する。未定の小売業者が混在する場合でも、店舗面積が 1,000 m²を超える小売業者は記載する。住所は、政令指定都市は市名から、それ以外は県名から記載する。

3 大規模小売店舗の新設をする日

年 月 日

届出日から 8 月を超える日とする。当該建物の開店予定日を記載する。小売業者ごとに開店の日が異なる場合は、一番早い日を記載する。

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

〇, 〇〇〇 m²

物販の売場に供する部分のみの面積を記載する（端数処理四捨五入）。

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

（1）駐車場の位置及び収容台数

駐車場の分散確保をする場合は、それぞれの駐車場について記載する。

位置	収容台数	備考
建物東側平面駐車場	〇〇台	図面No.〇
建物屋上駐車場	〇〇台	図面No.〇
計	〇〇台	

（建物東側平面駐車場 総収容台数：〇〇台）

届出台数より多くの来客用駐車場を確保する場合には、参考として、総収容台数（従業員・業務用駐車場と共用の場合を含む）を欄外に記載する。

（2）駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数	備考
建物東側駐輪場	〇〇台	図面No.〇
建物南側駐輪場	〇〇台	図面No.〇
計	〇〇台	

駐輪場の分散確保をする場合は、それぞれの駐輪場について記載する。

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積	備考
建物西側荷さばき施設	〇〇m ²	図面No.〇
建物北側荷さばき施設	〇〇m ²	図面No.〇
計	〇〇m ²	

荷さばき施設の分散確保をする場合は、それぞれの荷さばき施設について記載する。この場合において、小売業者ごとに荷さばき施設を使い分ける場合は、備考欄にその旨記載する。

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量	備考
建物西側廃棄物保管施設①	〇〇m ³	可燃物（図面No.〇）
建物西側廃棄物保管施設②	〇〇m ³	不燃物（図面No.〇）
建物西側再利用対象物保管施設③	〇〇m ³	ダンボール等（図面No.〇）
建物西側再利用対象物保管施設④	〇〇m ³	空缶・空瓶等（図面No.〇）
計	〇〇m ³	

廃棄物等の保管施設の分散確保をする場合は、それぞれの廃棄物等保管施設について記載する。また、廃棄物等の種類ごとに記載する。廃棄物等の保管施設の分散確保をする場合で、小売業者ごとに施設を使い分ける場合は、その旨備考欄に記載する。

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社〇〇	午前〇時〇〇分	午後〇時〇〇分	24 時間営業
△△ △△	午前〇時〇〇分（年〇日は午前△時△△分）	午後〇時〇〇分	

小売業者ごとに営業時間が異なる場合は、それぞれについて記載する。

年間何日か営業時間が異なる場合は、その旨記載する。

24 時間営業を行う場合は、備考欄も設け、「24 時間営業」と記載する。

小売業者が未定の場合でも、営業時間が決まっている場合は、小売業者名を「未定」とした上で、その営業時間を記載する。

非物販店舗の営業時間が物販店舗と異なる場合は、欄外に「※非物販店舗営業時間 午前〇時〇分～午後〇時〇分」と記載する。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
建物東側平面駐車場	午前〇時〇〇分～午後〇時〇〇分
建物屋上駐車場	午前〇時〇〇分～午後〇時〇〇分(年〇日は 午前△時△△分～午後〇時〇〇分)

駐車場ごとに駐車可能時間帯が異なる場合は、それぞれについて記載する。

年間何日か駐車可能時間帯が異なる場合は、その旨記載する。

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区分	出入口の数	位置
入口	〇箇所	入口 A、入口 B (図面No.〇)
出口	〇箇所	出口 C、出口 D (図面No.〇)
出入口	〇箇所	出入口 E (図面No.〇)
計	〇箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
建物西側荷さばき施設	午前〇時〇〇分～午後〇時〇〇分
建物北側荷さばき施設	午前△時△△分～午後〇時〇〇分

荷さばき施設が複数あり、荷さばき可能時間帯が異なる場合には、それぞれについて記載する。

[大規模小売店舗立地法に基づく添付書類]

- 1 法人にあっては登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し（規則第 4 条第 1 項第 1 号）

（別添）

正本以外はコピーで可

- 2 主として販売する物品の種類（規則第 4 条第 1 項第 2 号）

小売業者	主として販売する物品
株式会社〇〇	食料品
△△ △△	本・CD・DVD

小売業者が未定の場合でも、主として販売する物品が決まっている場合は、小売業者名を「未定」とした上で主として販売する物品を記載する。

- 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面（規則第 4 条第 1 項第 3 号）

- （1）広域位置図（図面No.○）

店舗周辺 2、3km の範囲までを含めた図面とする。

- （2）付近見取図（図面No.○）

店舗周辺 500m の範囲までを含めた図面とする。

- （3）都市計画図（図面No.○）

用途地域等、都市計画施設を示す図面とする。

- （4）各階平面図（図面No.○）

その他適宜添付する。

4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠（規則第4条第1項第4号）

（1）指針及び名古屋市の運用基準による必要駐車台数計算式（端数処理 四捨五入）

事項等		各事項算出のための計算式等
地区の区分	商業地区・その他地区	用途地域名
S：店舗面積	千 m^2	
A：店舗面積当たり日来店客数原単位	人/千 m^2	
B：ピーク率	15.7%	
L：駅からの距離	m	駅名
C：自動車分担率	%	
D：平均乗車人員	人/台	
E：平均駐車時間係数		
F：必要駐車台数	台	$A \times S \times B \times C \div D \times E$

Lには、改札口からの距離を記載する。

（s：併設施設の面積の合計）（端数処理：四捨五入）

s	m^2
S：大規模小売店舗の店舗面積 $\times 0.2$	m^2

s > S $\times 0.2$ の場合は、併設施設の駐車場を別途考慮する。

なお、併設施設の中に、併設施設のみへの来客が大きい施設がある場合又は増設によりそのような施設が追加される場合には、併設施設の面積の割合にかかわらず、当該来客用の駐車台数を考慮する。

- ・併設施設の面積が小売店舗の面積の 2 割を超える場合であって小売業の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設がある場合

事項等		各事項算出のための計算式等
G：併設施設の面積	m ²	
X：小売店舗の店舗面積に対する併設施設の面積の割合	%	$G \div S$
Y：比率倍	倍	
併設施設も含めた必要駐車台数	台	$F \times Y$

- ・併設施設のみへの来客の割合が大きい施設がある場合又は増設によってそのような施設が追加される場合
- ・オフィス、マンション等併設施設の利用者を小売店舗利用者とは独立して考えられるような併設施設の場合
- ・小売店舗以上の集客力を有する併設施設と一体となっている場合

併設施設の必要駐車台数	必要駐車台数算出根拠
台	
小売店舗及び併設施設の必要駐車台数の計	台

(2) 特別な事情による駐車台数の算出

指針及び名古屋市の運用基準による計算式によらない場合にのみ記載する。特別な事情の説明・算出根拠は詳細に記載する。

特別な事情の説明

必要駐車台数	台
必要駐車台数算出根拠	

(3) 駐車場の分散確保の有無

駐車場の分散確保の有無	理由
有 ・ 無	

(4) その他の駐車場の状況

ア 従業員等（業務用を含む。）駐車場（図面No.○）

事項	有無の別	大規模小売店舗 と共用・別途の別	収容台数	備考 (駐車台数算定の根拠等)
従業員駐車場	有・無	共用・別途	台	
業務用駐車場	有・無	共用・別途	台	

駐車台数の算定の根拠は、従業員駐車場は従業員数と比較するなどして記載する。

従業員駐車場を設けない場合は、その理由を備考欄に詳細に記載する。

来客用の駐車場と従業員等駐車場が同一敷地内にある場合で、従業員等駐車場として使う
駐車マスが明確であるときは「別途」、明確でないときは「共用」とする。

イ 併設施設の駐車場（図面No.○）

名称	営業内容	面積	大規模小売店舗と 共用・別途の別	収容台数
		m ²	共用・別途	台
		m ²	共用・別途	台
計				台

5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項（規則第4条第1項第5号）

(1) 駐車場の自動車の出入口の形式

敷地内駐車待ちスペース

出入口の位置	駐車待ちスペースの有無	実際に用意する 駐車待ちスペース	発券ブース等の 有無	必要な駐車待ち スペース		駐車待ちスペース 無の場合の理由・対策
				長さ	算出 根拠等	
入口A (図面No.○)	有・無	m	有・無	m		
入口B (図面No.○)	有・無	m	有・無	m		
出入口E (図面No.○)	有・無	m	有・無	m		

1時間当たり入庫処理能力=60分÷(1台当たりの処理時間+乗客の乗降時間)×発券ブース等の台数(1つの入口で複数の発券ブース等が設置されている場合)(端数処理 切下げ)

必要な駐車待ちスペース=(当該入口の1分当たりの来台数×1.6m-当該入口の1分当たりの入庫処理可能台数)×6m(平均車頭間隔) 計算によりマイナスとなった場合は長さ欄に0mと記載する。

当該入口の1分当たりの来台数=当該入口のピーク時当たりの来台数÷60分

当該入口の1分当たりの入庫処理可能台数=60秒÷8秒(平面自走式駐車場(オペレーターあり))

当該入口の1分当たりの入庫処理可能台数=60秒÷1分30秒(垂直循環方式の機械式駐車場)

当該入口のピーク時当たりの来台数の根拠を欄外に記載する。

(2) 敷地周辺の道路の状況 (図面No.○)

項目	道路No.○	道路No.○	道路No.○
道路幅員 (車線数)	m 車線	m 車線	m 車線
うち歩道の有無 及び幅員	片側 m 両側 (m、 m) 無	片側 m 両側 (m、 m) 無	片側 m 両側 (m、 m) 無
交通規制			
信号交差点数 (うち右折帯設置 の交差点数)	交差点 (交差点)	交差点 (交差点)	交差点 (交差点)
横断歩道等の状況	有・無	有・無	有・無
バス路線の有無	有・無	有・無	有・無

交通規制は、一方通行、車両進入禁止等を記載する。

敷地周辺の道路（敷地周囲及び来店経路となっている道路等）にNo.を付した図面を添付する。図面と上記項目はすべて合致するようにする。バス路線図も記載する。

(3) 来客の自動車の方向別台数の予測の結果等

ア 現状の平日及び休日の交通量調査の結果

調査年月日	年 月 日 () 年 月 日 ()
調査場所	(図面No.○)
調査の委託先	
調査の方法	
調査結果	(別添交通検討資料)

調査エリアは、経路予定となる交差点で交通量に影響のある交差点とする。調査地点を示した図面を作成する。

調査時間帯は、原則開店から閉店までの時間帯とその前後1時間とする。

調査内容は、車種及び時間帯別、方向別の台数を調査する。

調査の方法は概要をここに記載し、詳細は別添交通検討資料とする。

イ 開店後の周辺道路の交通量の予測

予測方法	
予測の根拠	
予測結果	(別添交通検討資料)

予測エリアは、経路予定となる交差点で交通量の影響のある交差点とする。予測地点を示した図面を作成する。

予測時間帯は、原則開店から閉店までの時間帯とその前後1時間とし、1時間ごとの想定来店台数を入場、出場に分けて方向別に予測する。

予測の方法、予測の根拠は概要をここに記載し、詳細は別添交通検討資料とする。

交通量調査に基づく店舗開店後の予測結果によっては、実際の開店後の状況を把握するために、本市と相談の上、事後調査を実施する。

(4) 併設施設の利用者の交通量の予測

併設施設のみへの来客の割合が大きい施設がある場合又は増設によってそのような施設が追加される場合、オフィス、マンション等併設施設の利用者を小売店舗利用者とは独立して考えられるような併設施設の場合、小売店舗以上の集客力を有する併設施設と一体となっている場合のみ記載する。

予測方法	
予測の根拠	
予測結果	(別添交通検討資料)

予測エリアは、経路予定となる交差点で交通量の影響のある交差点とする。予測地点を示した図面を作成する。

予測時間帯は、原則開店から閉店までの時間帯とその前後1時間とし、1時間ごとの想定来店台数を入場、出場に分けて方向別に予測する。

予測の方法、予測の根拠は概要をここに記載し、詳細は別添交通検討資料とする。

(5) 交差点需要率・ピーク時間帯一覧

(調査地点 図面No.○)

地点			A 地点	B 地点	C 地点	D 地点
平日	現況	交差点需要率				
		ピーク時間帯	時台	時台	時台	時台
	将来	交差点需要率				
		ピーク時間帯	時台	時台	時台	時台
	差					
休日	現況	交差点需要率				
		ピーク時間帯	時台	時台	時台	時台
	将来	交差点需要率				
		ピーク時間帯	時台	時台	時台	時台
	差					

無信号交差点の検討をしている場合は、その評価も記載する。

6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法（規則第4条第1項第6号）

（1）来客の自動車の案内経路を表示した図面 図面No.○

（2）案内経路を設定した根拠

商圏の方向別に案内経路を設定した根拠を記載する。

（3）経路等を来店者に知らせる方法

項目	具体的な内容		
	オープン時	繁忙時	通常時
案内表示（看板等）の設置	設置場所、内容等（図面No.○）		
ちらし等の配付	配付方法、内容等		
交通誘導員の配置	配置場所、人数等（図面No.○）		
その他			

いずれの項目についても、オープン時、繁忙時、通常時に分けて詳細に記載する。

7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯（規則第4条第1項第7号）

搬出入時間帯	荷さばき車両台数		廃棄物収集車両台数		計	平均的な荷さばき時間 廃棄物収集時間
	○ t 車	○ t 車	○ t 車	○ t 車		
○時台	台	台	台	台	台	荷さばき時間 ○ t 車 ○分 ○ t 車 ○分 廃棄物収集時間 ○ t 車 ○分 ○ t 車 ○分
○時台	台	台	台	台	台	
○時台	台	台	台	台	台	
○時台	台	台	台	台	台	
○時台	台	台	台	台	台	
○時台	台	台	台	台	台	
○時台	台	台	台	台	台	
計	台	台	台	台	台	
ピーク時の搬出入車両台数（ 時台）	台	台	台	台	台	

車両台数は、荷さばき可能時間帯全時間にわたり、1時間ごと、車種及び大きさごとに記載する。

荷さばき施設が複数ある場合は、それぞれの荷さばき施設ごとに表を作成し記載する。

夜間、併設施設の荷さばきが行われることが見込まれる場合は、それについても記載する。

- 8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面（規則第4条第1項第8号）

遮音壁の有無	遮音壁の高さ	遮音壁の厚さ	材質・構造	遮音壁の位置
有・無	m	m		図面No.○
	m	m		図面No.○

- 9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼動時間帯及び位置を示す図面（規則第4条第1項第9号）

設備機器一覧表

機器番号	機器の種類	メーカー・型式	騒音レベル	騒音レベルの根拠	稼動時間	場所	図面

冷却塔、室外機、送風機以外で設備機器を設置する場合にも具体的な機器名を挙げて記載する。

騒音レベルの根拠には、カタログ値か実測値か等を記載する。

併設施設の冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機が稼動することが見込まれる場合は、それについても記載する。

10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

(規則第4条第1項第10号)

(1) 昼間の等価騒音レベルの予測 (予測地点 図面No.○)

騒音発生源		基準距離に おける騒音 レベル等		騒音継続時間又 は騒音発生回数	位 置 (図面No.○)	予測地点における 騒音レベル (d B)・高さ			
						A	B	C	D
		騒音レベ ル (d B)	根 拠			m	m	m	m
定 常 騒 音	冷却塔								
	室外機								
	送風機								
変 動 騒 音	自動車走行音 (来客車両・従業員車両)								
	自動車走行音 (荷さばき車・廃 棄物収集車)								
	荷さばき車・廃棄物収 集車アイドリング音								
	荷さばき車・廃棄物収 集車後進ブザー音								
	廃棄物収集作業音								
	台車走行音								
	B G M								
衝 撃 騒 音	荷さばき作業音								
	荷さばき車・廃棄物収 集車ドア開閉音								
合成等価騒音レベル (d B)									
地域類型 (用途地域)									
環境基準 (d B)									

(2) 夜間の等価騒音レベルの予測 (予測地点 図面No.○)

夜間に騒音が発生する場合にのみ記載する。

夜間、併設施設から騒音が発生することが見込まれる場合は、それも含めて予測する。

騒音発生源		基準距離に おける騒音 レベル等		騒音継続時間又 は騒音発生回数	位 置 (図面No.○)	予測地点における 騒音レベル (d B)・高さ			
						A	B	C	D
		騒音レベル (d B)	根拠			m	m	m	m
定 常 騒 音	冷却塔								
	室外機								
	送風機								
変 動 騒 音	自動車走行音 (来客車両・従業員車両)								
	自動車走行音 (荷さばき車・廃 棄物収集車)								
	荷さばき車・廃棄物収 集車アイドリング音								
	荷さばき車・廃棄物収 集車後進ブザー音								
	廃棄物収集作業音								
	台車走行音								
	B G M								
衝 撃 騒 音	荷さばき作業音								
	荷さばき車・廃棄物収 集車ドア開閉音								
合成等価騒音レベル (d B)									
地域類型 (用途地域)									
環境基準 (d B)									

11 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠（規則第4条第1項第11号）（予測地点 図面No.○）

夜間に騒音が発生する場合にのみ記載する。

夜間、併設施設から騒音が発生することが見込まれる場合は、それも含めて予測する。

騒音発生源		基準距離における騒音レベル等		騒音継続時間又は騒音発生回数	位置 (図面No.○)	予測地点における騒音レベル (d B)・高さ			
						a	b	c	d
		騒音レベル (d B)	根拠			m	m	m	m
定 常 騒 音	冷却塔								
	室外機								
	送風機								
変 動 騒 音	自動車走行音 (来客車両・従業員車両)								
	自動車走行音 (荷さばき車・廃棄物収集車)								
	荷さばき車・廃棄物収集車アイドリング音								
	荷さばき車・廃棄物収集車後進ブザー音								
	廃棄物収集作業音								
	台車走行音								
	B G M								
衝 撃 騒 音	荷さばき作業音								
	荷さばき車・廃棄物収集車ドア開閉音								
夜間の騒音レベルの最大値 (d B)									
地域類型 (用途地域)									
規制基準 (d B)									

10、11 とともに、設備機器、従業員車両アイドリング音等この他に予測すべき騒音があればそれも含めて記載する。また、騒音予測のために必要な数値、資料、予測式等は別添騒音検討資料に記載する。

12 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠（規則第4条第1項第12号）

（1）廃棄物等の排出量等の予測

事業用建築物における廃棄物の保管場所及び再利用の対象となる物の保管場所設置に関する基準に基づく。（端数処理 四捨五入）

廃棄物の種別	S：店舗面積（㎡）		指針原単位	A： 1日当たりの廃棄物等 排出予測量 （指針原単位×S）	B： 平均保管日数 （日）	C： 見かけ比重（t/㎡）	必要保管容量 $A \times B \div C$ （㎡）
紙製廃棄物等	6千㎡以下	千㎡	0.208	t	日	0.10	㎡ ³
	6千㎡超	千㎡	0.011	t			
				計 t			
金属製廃棄物等	6千㎡以下	千㎡	0.007	t	日	0.10	㎡ ³
	6千㎡超	千㎡	0.003	t			
				計 t			
ガラス製廃棄物等	6千㎡以下	千㎡	0.006	t	日	0.10	㎡ ³
	6千㎡超	千㎡	0.002	t			
				計 t			
プラスチック製廃棄物等	6千㎡以下	千㎡	0.020	t	日	0.01	㎡ ³
	6千㎡超	千㎡	0.003	t			
				計 t			
生ごみ等	6千㎡以下	千㎡	0.169	t	日	0.55	㎡ ³
	6千㎡超	千㎡	0.020	t			
				計 t			
その他可燃性廃棄物等		千㎡	0.054	t	日	0.38	㎡ ³
廃棄物の発生予測量							㎡ ³
再利用対象物の発生予測量							㎡ ³
計							㎡ ³

(2) 特別な事情による廃棄物等の排出量等の予測

特別な事情がある場合のみ記載する。

特別な事情の説明	
必要保管容量	m ³
予測の根拠	

(3) 小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出量等の予測

共用施設、飲食店等小売店舗以外の施設について記載する。

廃棄物等保管施設の状況	小売店舗と共用・別途確保
-------------	--------------

以下は共用の場合に記載する。

小売店舗以外の施設の面積

共用施設・バックヤード	m ²
事務所等	m ²
飲食店	m ²
診療所	m ²
合計	m ²

小売店舗以外の施設について、種類ごとに記載する。

ア 廃棄物

建物用途	S : 面積 (㎡)	A : 1,000 ㎡当たり 発生量 ($\text{m}^3/1,000 \text{ ㎡} \cdot \text{日}$)	B : 平均保管日数 (日)	発生予測量 $A \times S \times B$ (m^3)
共用施設・ バックヤード	千㎡	0.1	日	m^3
事務所等	千㎡	1.0	日	m^3
飲食店	千㎡	1.5	日	m^3
診療所	千㎡	1.0	日	m^3
計				m^3

小売店舗以外の施設について、建物の用途により 1,000 ㎡当たりの発生量が異なるため、事業用建築物における廃棄物の保管場所及び再利用の対象となる物の保管場所設置に関する基準を参照し、用途ごとに記載する。

イ 再利用対象物

建物用途	S : 面積 (㎡)	A : 1,000 ㎡当たり 発生量 ($\text{m}^3/1,000 \text{ ㎡} \cdot \text{日}$)	B : 平均保管日数 (日)	発生予測量 $A \times S \times B$ (m^3)
共用施設・ バックヤード	千㎡	1.0	日	m^3
事務所等	千㎡	1.5	日	m^3
飲食店	千㎡	2.0	日	m^3
診療所	千㎡	1.5	日	m^3
計				m^3

ウ 保管施設の容量と発生予測量との比較

保管施設	容量	発生予測量		
		小売店舗	小売店舗以外	計
建物西側廃棄物保管施設①	m^3	m^3	m^3	m^3
建物西側廃棄物保管施設②	m^3	m^3	m^3	m^3
建物西側再利用対象物保管施設③	m^3	m^3	m^3	m^3
建物西側再利用対象物保管施設④	m^3	m^3	m^3	m^3
計	m^3	m^3	m^3	m^3

発生予測量を超える容量の廃棄物保管施設、再利用対象物保管施設を設けるようにする。

廃棄物保管施設、再利用対象物保管施設を複数設置している場合には、それぞれの施設ごとに記載する。

添付図面

添付図面は、見やすく、かつ、可能な限りまとめて記載する。

図面には、方位、縮尺、スケールバーを記載する。

図面等の種類	主な記載項目
1 広域位置図	
2 付近見取図	バス路線、バス停の位置、交通規制
3 都市計画図	用途地域等、都市計画施設
4 建物配置図	駐車場の配置(夜間利用制限をする場合等はその区域も明示) 駐車場の出入口の配置 駐車待ちスペースの位置、発券ブースの位置 店舗出入口の位置 駐輪場の配置 荷さばき施設の配置、待機スペース等 廃棄物等保管施設の配置、待機スペース等 駐車場内の案内表示(経路案内、路面表示等) 駐輪場の案内表示 交通誘導員等の位置 歩行者通路の位置 従業員用駐車場・駐輪場の位置 自動二輪駐車場の位置、案内表示
5 各階平面図	店舗面積部分の明示 店舗面積に含まれない部分の明示 駐車場各階平面図
6 経路図	交通量調査地点・予測地点 入店・退店経路 経路案内看板、交通誘導員等の位置 道路番号、信号、交差点、横断歩道、バス停の位置
7 騒音予測に関する図面	騒音発生源、遮音壁の位置 騒音予測地点の位置
8 その他必要図面等	

[交通検討資料]

1 調査概要

(1) 調査目的

(2) 調査日時

(3) 調査の方法

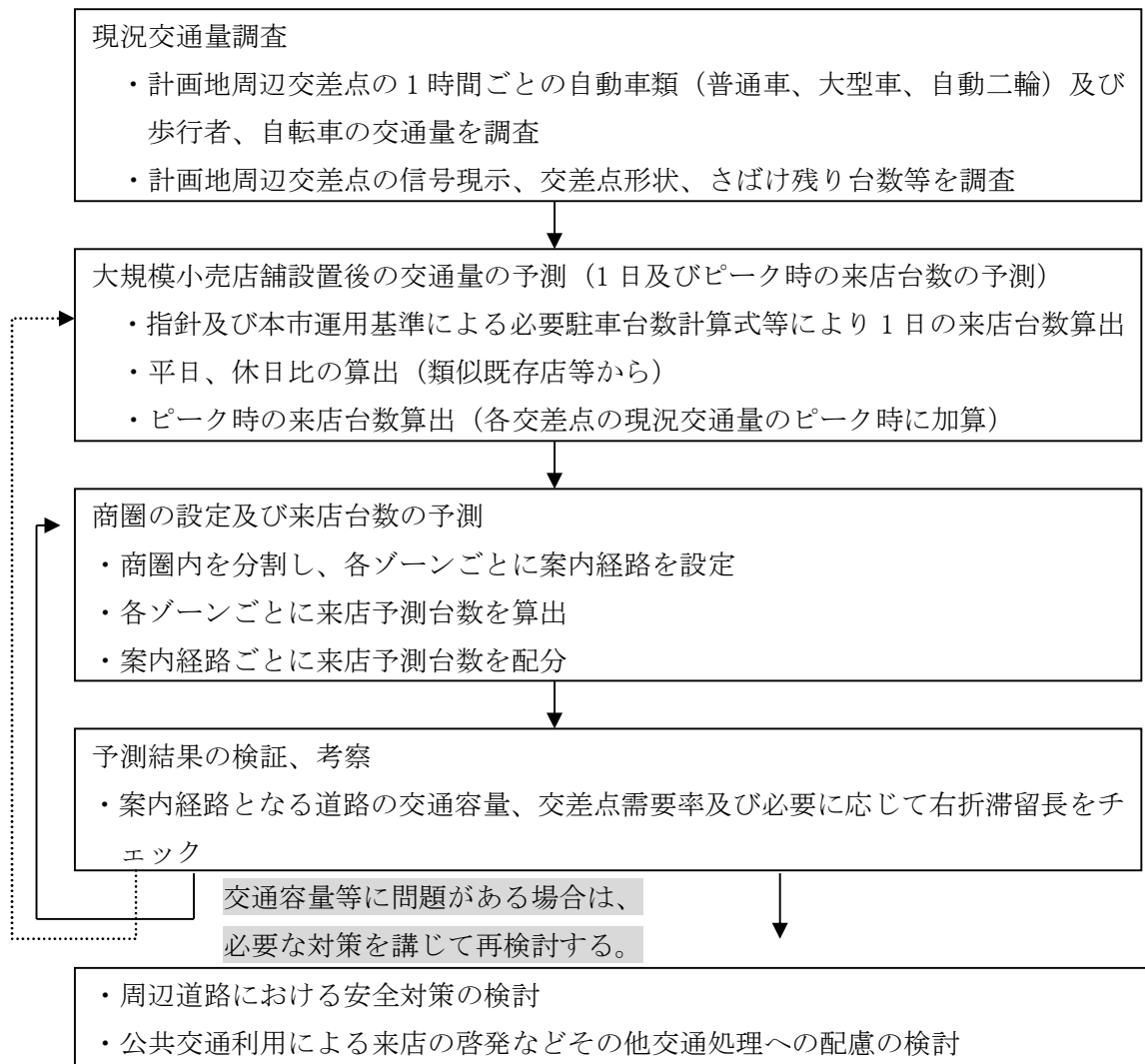
(4) 調査対象

普通車、大型車、自動二輪、自転車、歩行者の区分で行う。

交差点のさばけ残り台数も調査する。

(5) 調査場所（図面No.○）

※交通処理検討の手順は概ね次のように行うので参考とされたい。



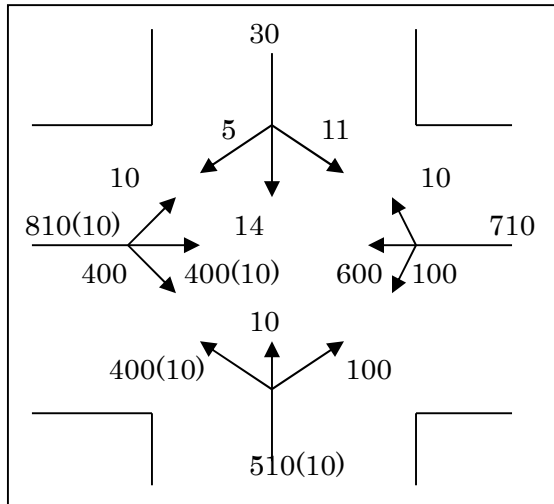
2 現況交通量

(1) 自動車類の現況交通量

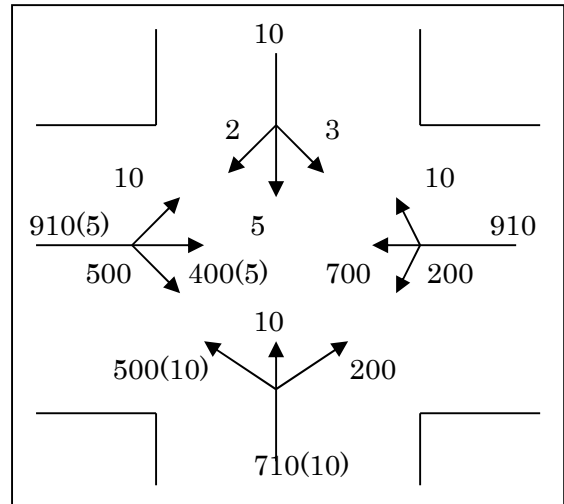
地点ごとに、進入方向別、進行方向別にピーク時台数を記載する。大型車は内数として()書きで記載する。また、その根拠として、この図の下に、地点ごと進入方向ごとに平日・休日別の表を記載する。

A地点

(平日) ピーク時 時台



(休日) ピーク時 時台



A地点 (平日・東からの進入)

A地点	計		左折			直進			右折			
		普通車	大型車	計	普通車	大型車	計	普通車	大型車	計	普通車	大型車
時台												
時台												
時台												
時台												
時台												
時台												
計												

A地点（休日・東からの進入）

A地点	計	普通車		計	普通車		計	普通車		計	普通車	
		普通車	大型車		普通車	大型車		普通車	大型車		普通車	大型車
時台												
時台												
時台												
時台												
時台												
時台												
時台												
計												

（２）ピーク時間帯及びその現況交通量

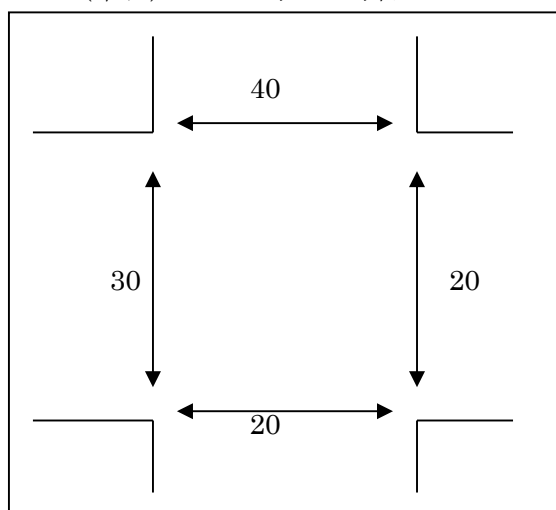
	平日		休日	
地点	ピーク時	交通量（台）	ピーク時	交通量（台）
A	時台		時台	
B	時台		時台	
C	時台		時台	
D	時台		時台	

（３）歩行者及び自転車の現況交通量

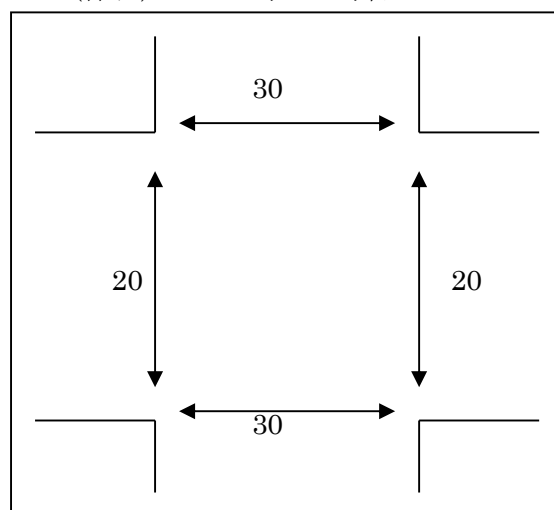
この図の下に地点ごと進入方向ごとに平日・休日別の表を記載する。

A地点

（平日）ピーク時 時台



（休日）ピーク時 時台



A地点（平日）

A 地点	計			東側			西側			南側			北側		
		歩行者	自転車	計	歩行者	自転車	計	歩行者	自転車	計	歩行者	自転車	計	歩行者	自転車
時台															
時台															
時台															
時台															
時台															
時台															
時台															
計															

A地点（休日）

A 地点	計			東側			西側			南側			北側		
		歩行者	自転車	計	歩行者	自転車	計	歩行者	自転車	計	歩行者	自転車	計	歩行者	自転車
時台															
時台															
時台															
時台															
時台															
時台															
時台															
計															

3 信号サイクル及び信号現示

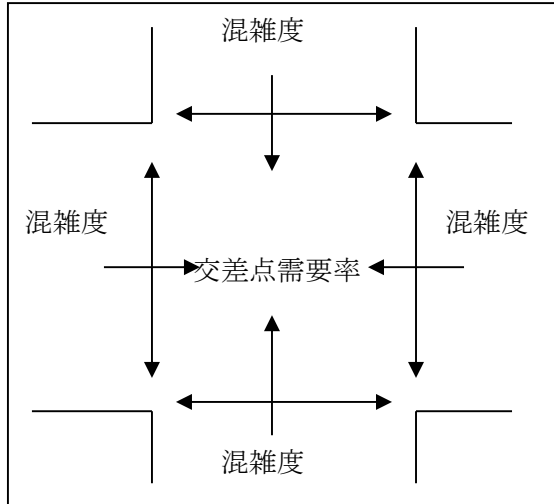
交差点ごとにピーク時の信号サイクルと信号現示を記載する。また道路幅員図も記載する。

4 現況混雑状況

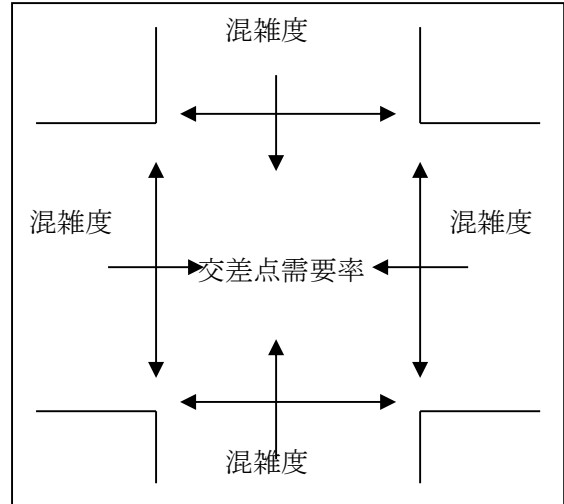
地点ごとにピーク時の交差点需要率を記載する。車線が複数ある場合は、さらに車線ごとの混雑度を記載する。その根拠として、この図の下に、算出表を記載する。

A地点

(平日) ピーク時 時台



(休日) ピーク時 時台



5 新規発生交通量の予測

(1) 新規発生交通量の考え方

新規発生交通量の考え方について、商圈、方向別世帯数、主要交通アクセス等から詳細に説明を記載する。類似他店舗の来客数から算出する場合には、その店舗規模、店舗構成、立地条件等の類似性についても記載する。また、近隣に出店予定の店舗等があり、交通量の増加が見込まれる場合には、それも加味して資料も添付する。

ア 交通計画検討フロー

イ 商圈内世帯数方向別構成比の算出 (図面No.○)

ウ 方向別の来店・退店経路の設定 (図面No.○)

(2) 休日 1 日当たりの来店台数の予測

	入庫台数	出庫台数
時台		
時台		
時台		
時台		
時台		
時台		
計		

(3) 休日 1 日当たりの方向別来店台数の予測

	入庫台数						出庫台数					
来店方向	計						計					
来店方向別比率	—	%	%	%	%	%	—	%	%	%	%	%
時台												
時台												
時台												
時台												
時台												
時台												
計												
ピーク時												

(4) 平日 1 日当たりの来店台数の予測

	入庫台数	出庫台数
時台		
時台		
時台		
時台		
時台		
時台		
計		

(5) 平日1日当たりの方向別来店台数の予測

	入庫台数						出庫台数					
来店方向	計						計					
来店方向別比率	—	%	%	%	%	%	—	%	%	%	%	%
時台												
時台												
時台												
時台												
時台												
時台												
計												
ピーク時												

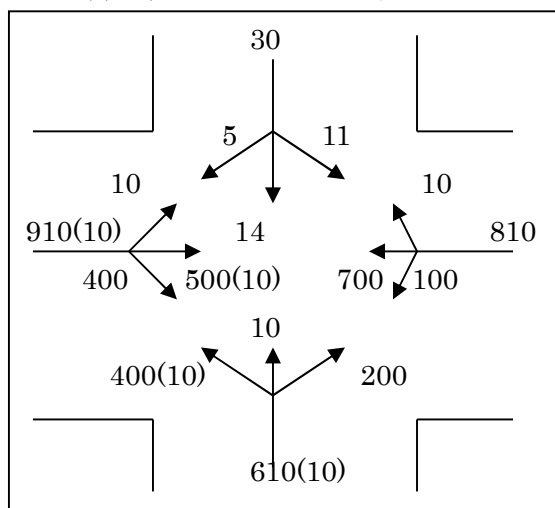
6 将来交通量の予測

(1) 自動車類の将来交通量

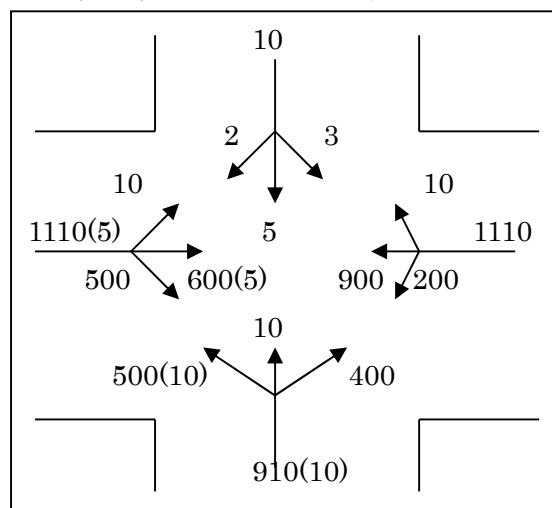
地点ごとに、進入方向別、進行方向別にピーク時台数を記載する。大型車は内数として()書きで記載する。また、その根拠として、この図の下に地点ごと進入方向ごとに平日・休日別の表を記載する。

A地点

(平日) ピーク時 時台



(休日) ピーク時 時台



A地点（平日・東からの進入）

A地点	計			左折			直進			右折		
		普通車	大型車	計	普通車	大型車	計	普通車	大型車	計	普通車	大型車
時台												
時台												
時台												
時台												
時台												
時台												
計												

A地点（休日・東からの進入）

A地点	計			左折			直進			右折		
		普通車	大型車	計	普通車	大型車	計	普通車	大型車	計	普通車	大型車
時台												
時台												
時台												
時台												
時台												
時台												
時台												
計												

（２）ピーク時間帯及びその将来交通量

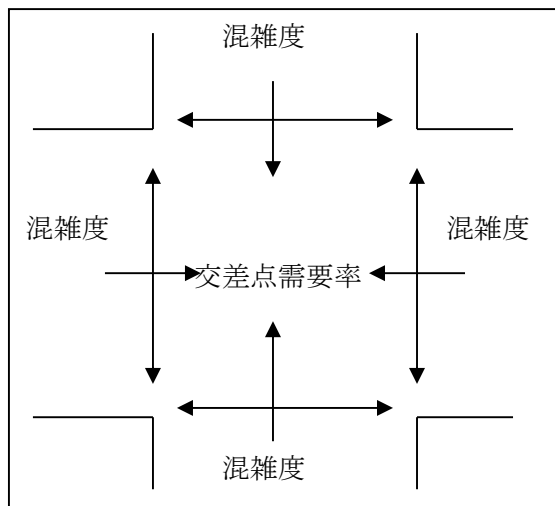
	平日		休日	
地点	ピーク時	交通量（台）	ピーク時	交通量（台）
A	時台		時台	
B	時台		時台	
C	時台		時台	
D	時台		時台	

(3) 将来混雑状況

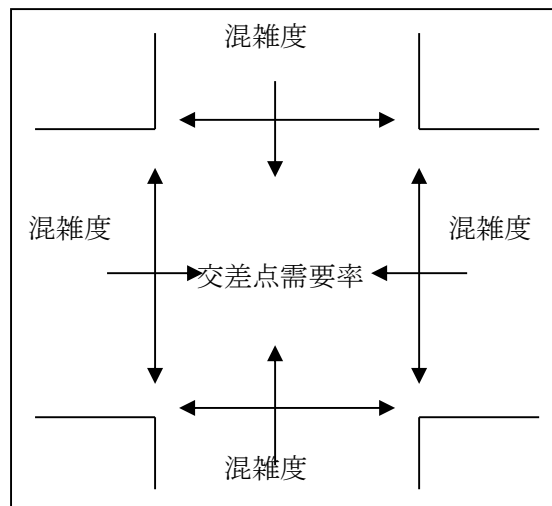
地点ごとにピーク時の交差点需要率を記載する。車線が複数ある場合は、さらに車線ごとの混雑度を記載する。また、その根拠として、この図の下に算出表を記載する。

A地点

(平日) ピーク時 時台



(休日) ピーク時 時台



(4) 将来交通量の予測結果及び考察

ア 総括表

地点			A地点	B地点	C地点	D地点
平日	現況	交差点需要率				
		ピーク時	時台	時台	時台	時台
	将来	交差点需要率				
		ピーク時	時台	時台	時台	時台
	差					
休日	現況	交差点需要率				
		ピーク時	時台	時台	時台	時台
	将来	交差点需要率				
		ピーク時	時台	時台	時台	時台
	差					

イ 予測結果の考察

(5) 無信号交差点に関する考察

ア 交通処理

イ 交通対策の検討

添付図面

想定商圈図、類似店舗を示す図面等

詳細データ等があればそれも添付する。

[騒音予測資料]

1 予測の概要

2 地域の概況

3 予測対象騒音

(1) 定常騒音

設備機器等

(2) 変動騒音

車両（来客車両、従業員車両、荷さばき車両、廃棄物等収集車両）走行、荷さばき車両・廃棄物収集車両後進ブザー、荷さばき車両・廃棄物収集車両アイドリング、廃棄物等収集作業音、台車走行音、BGM等

(3) 衝撃騒音

荷おろし作業音、荷さばき車両・廃棄物収集車両ドア開閉音等

4 予測計算式

5 騒音発生源及び予測地点の位置及び設定根拠等

6 予測条件

(1) 定常騒音の音源設定

(2) 変動騒音の音源設定

ア 来店車両台数とその根拠（従業員車両含む）

1日の来店台数、昼夜別来店台数、駐車場の出入口別来店台数

イ 荷さばき車両台数、廃棄物収集車両台数、アイドリング音、後進ブザー音、廃棄物等収集作業音、台車走行音、BGM等の騒音レベル、発生回数、継続時間、台数とその根拠

(3) 衝撃騒音の音源設定

台車走行音、荷さばき車両・廃棄物収集車両ドア開閉音等の騒音レベル、発生回数、継続時間とその根拠

7 予測結果

(1) 昼間の等価騒音レベルの予測

予測地点		用途地域	環 境 基準値	予測地点における等価騒音レベル (d B)				
				定常 騒音	変動騒音		衝撃 騒音	合成値
					作業 騒音	自動車 走行音		
A	階 (高さ m)							
	階 (高さ m)							
	階 (高さ m)							
B	階 (高さ m)							
	階 (高さ m)							
C	階 (高さ m)							
	階 (高さ m)							
D	階 (高さ m)							
	階 (高さ m)							

(2) 夜間の等価騒音レベルの予測

予測地点		用途地域	環 境 基準値	予測地点における等価騒音レベル (d B)				
				定常 騒音	変動騒音		衝撃 騒音	合成値
					作業 騒音	自動車 走行音		
A	階 (高さ m)							
	階 (高さ m)							
	階 (高さ m)							
B	階 (高さ m)							
	階 (高さ m)							
C	階 (高さ m)							
	階 (高さ m)							
D	階 (高さ m)							
	階 (高さ m)							

(3) 夜間の騒音の発生源ごとの最大値の予測

予測地点		用途地域	規 制 基準値	予測地点における騒音レベルの最大値 (d B)				
				定常 騒音	変動騒音		衝撃 騒音	最大値
					作業 騒音	自動車 走行音		
a	階 (高さ m)							
	階 (高さ m)							
	階 (高さ m)							
b	階 (高さ m)							
	階 (高さ m)							
c	階 (高さ m)							
	階 (高さ m)							
d	階 (高さ m)							
	階 (高さ m)							

添付資料

昼間及び夜間の等価騒音レベルの予測、夜間の騒音レベルの最大値の予測の詳細データを添付する。

[補足資料（指針配慮事項等）]

ここに記載した事項は、大規模小売店舗立地法に基づく届出事項ではありません。

注1 この補足資料は、計画地や店舗の概要のほか、指針及び名古屋市の運用基準の流れに沿って配慮事項等について記載するものです。この記載要領を参照しながら経済局商業・流通部地域商業課とご相談のうえ必要事項を選択して記載してください。

注2 補足資料の記載事項についても、説明会資料に適宜入れてください。

1 大規模小売店舗の設置者の住所、電話番号及びFAX番号

担当部署まで記載する。ただし、設置者が個人である場合は記載しない。

2 計画地の概要

(1) 敷地面積及び土地の所有形態

建物敷地	m ²	自己所有
駐車場敷地	m ²	借地
	m ²	
合計	m ²	

敷地面積は、用途別に分けて記載する。

所有形態は、自己所有・借地の区分を記載する。

(2) 法令上の用途地域等（図面No.○）

・都市計画法上の地域地区（用途地域、特別用途地区、高度地区、防火地域、駐車場整備地区、風致地区、臨港地区等）及び地区計画等を記載する。2つ以上の用途地域にまたがっている場合は、適用される用途地域から順に表で記載する。

用途地域区分	○○地域	○○地域
防火地域及び準防火地域	準防火地域	
○○地区	—	○○地区
緑化地域	緑化地域	
都市機能誘導区域	都市機能誘導区域内	
居住誘導区域	居住誘導区域内（要安全配慮区域）	

・都市計画施設の計画がある場合は、それについても記載する。

・店舗建設が法令上制限されている場合は、関係課を含めて相談し、制限解除等の見通しのあるものは、その見通し、作業日程、法令上の根拠、関係各機関の意見等これを証する書面の提示をする。

(3) 現在の利用状況

計画地の現在の土地利用形態を記載する。農地の場合は転用の見込みを、工場等建物が現存する場合はその所有関係（自己所有でない場合は確保の見通し（売買契約締結予定年月日等））を示す。

3 計画地周辺の概要

(1) 立地状況

計画地の周辺環境を記載する。特に、既存の商業集積地への立地か、住宅地への立地か等が分かるように記載する。

(2) 隣接地の用途現況

図面No.○

計画地の周囲4方向の隣地（道路を隔てた隣地も含む。）の建物用途現況を図面に表示する。

(3) 基盤整備に関する事業の有無及びその内容

計画地における市街地再開発事業、土地区画整理事業等の基盤整備に関する事業の有無とその概要について具体的に記載する。また、事業に関する図面も添付する。

(4) 街並みづくり計画の有無及びその内容

計画地における街並みづくり計画の有無とその概要について具体的に記載する（地区計画、建築協定、景観整備地区等）。また、図面、協定書等も添付する。

4 建物の構造及び規模

(1) 建物の構造

鉄骨造、鉄筋コンクリート造、地下○階、地上○階、塔屋○階等

2以上の棟に分かれる場合は、それぞれについて記載する。

(2) 延床面積及びその内訳

ア 延床面積 m^2

イ 各階ごとの店舗面積等の内訳 (m^2)

階	店舗面積	その他の施設の面積	延床面積
1階			
2階			
計			

延床面積の定義は、建築基準法による。

(3) 併設施設の計画及び各施設面積

施設名	業者名及び主な事業内容	面積
飲食施設	〇〇〇〇（ファーストフード）	m^2
	△△△（中華料理店）	m^2
	計	m^2
A T M	〇〇〇〇（A T M）	m^2
アミューズメント施設	〇〇〇〇（ゲーム）	m^2
		m^2
計		m^2

(4) 建築着工予定年月日及び完成予定年月日

ア 建築着工予定年月日 年 月 日

イ 完成予定年月日 年 月 日

変更の届出の場合は、変更に係る部分の工事について記載する。

5 駐車場の計画

(1) 駐車場の構造、収容台数、面積及び敷地の状況

届出台数分のみを駐車場ごとに記載する。

電気自動車（EV）等の充電器を設置した場合の駐車スペースを届出台数に含める場合は記載する。

駐車場	収容台数		車室 面積	駐車区画の大きさ	
	一般用	身障者用		一般用	身障者用
建物東側平面駐車場	台 〔うち 軽 台 EV 台〕	台	m ²	m× m× 台 m× m× 台 m× m× 台	m× m
建物屋上駐車場	台	台	m ²	m× m	m× m

駐車料金の徴収の有無	駐車場法による届出駐車場とする予定の有無	機械式駐車場の有無	入口ゲートの入庫処理時間	専用・共用の別	所有形態
有・無	有・無	有・無			
有・無	有・無	有・無			

(2) 交通への支障を回避するための方策等

項目	具体的内容

6 駐輪場の計画

(1) 必要駐輪台数の算出根拠

名古屋市自転車等放置の防止に関する条例に基づく。(端数処理 切捨て)

店舗面積		m ²
その他の 施設の面積	飲食	m ²
	アミューズメント	m ²
	A T M	m ²
計		m ²

必要駐輪台数の算出式

ア 物販

小売業者	区分	店舗面積	算定方法	駐輪台数
株式会社〇〇	生活用品店	m ²		台
△△ △△	書店	m ²		台
計				台

イ 非物販

事業名	区分	延床面積	算定方法	駐輪台数
飲食	飲食	m ²		台
アミューズメント	遊技場	m ²		台
A T M	銀行	m ²		台
計				台

合計 (ア+イ)	台
----------	---

(2) 駐輪可能台数の予測及びその算出根拠

名古屋市自転車等放置の防止に関する条例に基づかない場合に記載する。

項目	予測数値	予測数値の根拠等
日来店客数	人/日	
ピーク率	%	
自転車分担率	%	
平均駐輪時間	分	
必要駐輪台数	台	

(3) 駐輪場の構造、収容台数及び面積

駐輪場	構造	収容台数 (うち原付用)	面積	駐輪区画の大きさ	
				一般用	原付用
建物東側 駐輪場		台 (台)	m ²	m × m	m × m
建物南側 駐輪場		台 (台)	m ²	m × m	m × m

構造欄には、平面式、立体式、機械式等の別を記載する。

(4) 駐輪場の管理体制

項目	具体的な内容等		
	オープン時	繁忙時	平常時
整理員等の配置	配置場所、人数等（図面No.○）		
営業時間外の管理			

オープン時、繁忙時、通常時で分けて詳細に記載する。

(5) 駐輪場案内の表示方法（図面No.○）

- ・看板の掲出等表示方法を詳細に記載する。
- ・表示場所等の位置を図面に示す。

7 自動二輪車駐車場の計画（図面No.○）

- ・二輪車駐車場を設ける場合は、位置、収容台数、看板の掲出等表示方法を記載する。
表示場所等の位置を図面に示す。
- ・二輪車駐車場を設けない場合でも、二輪車による来店客にはどう対応するか記載する。

8 荷さばき施設の計画

(1) 荷さばき施設の面積及び構造

荷さばき施設	同時作業の可能な台数		待機スペースの有無、広さ
	車両の大きさ	台数	
建物西側荷さばき施設		台	m ²
建物北側荷さばき施設		台	m ²

複数の荷さばき施設がある場合は、荷さばき施設ごとに記載する。

(2) 荷さばき車の出入口の数

荷さばき施設	専用出入口の有無	荷さばき車の出入口の数	専用出入口無の場合は安全確保のための対策
建物西側荷さばき施設			
建物北側荷さばき施設			

複数の荷さばき施設がある場合は、荷さばき施設ごとに記載する。

9 その他の施設の配置及び運営方法に関する計画

(1) 歩行者の通行の利便の確保等のための計画（図面No.○）

項目	具体的な内容等
歩行者の安全な通行の確保のための対策	
夜間照明等の設置の有無	有の場合は具体的な内容を記載する。

自転車の安全な通行の確保のための対策も記載する。

(2) 廃棄物減量化及びリサイクルについての計画

廃棄物等の発生抑制及び減量化・資源化等に関する計画予定及び取り組みの概要 (例) 食品リサイクル法に基づき生ごみを資源化する。 家電リサイクル法に基づき廃家電の適正処理を行う。 など
--

具体的な取り組みを記載する。

周辺住民への周知方法

(3) 防災への協力

防災に関する具体的協力内容

(4) 防犯への協力

防犯に関する具体的協力内容

営業時間が深夜（午後 11 時から翌日の午前 6 時まで）に及ぶ場合は、愛知県青少年保護育成条例に基づく対策も記載する。

10 騒音の予測及び騒音対策

(1) 荷さばき施設及び作業に係る騒音対策の概要

項目	具体的な内容
荷さばき施設の騒音対策	
荷さばき作業の騒音対策	

- ・複数の荷さばき施設がある場合は、荷さばき施設ごとに記載する。
- ・施設面の騒音対策欄には、荷さばき施設の屋内化、荷さばき施設の十分なスペース確保による荷さばき作業時間の短縮、床にクッション製素材等を採用することによる吸音、遮音等配置、構造面での配慮事項を記載する。
- ・運用面の騒音対策欄には、アイドリングストップの啓発、荷さばき作業時間の特定、低騒音型の荷さばき機器の導入、作業人員への騒音防止意識の徹底等運営面での配慮事項を記載する。
- ・夜間、併設施設の荷さばき施設から騒音が発生することが見込まれる場合は、その騒音対策の概要も含めて記載する。

(2) BGM等の営業宣伝活動の予定

BGM等の 使用の有無	使用時間帯	拡声器の数	拡声器の容量	拡声器の配置	具体的な騒音対策の 内 容
有 ・ 無				図面No.○	

夜間、併設施設のBGMが発生することが見込まれる場合は、そのBGMも含めて記載する。

(3) 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の規模、能力、騒音レベル等

項目	設置の有無	規模・能力	騒音レベル	騒音対策等
冷却塔	有・無			
冷暖房設備	有・無			
送風機	有・無			
	有・無			

併設施設の冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等から騒音が発生することが見込まれる場合は、その機器も含めて記載する。

(4) 駐車場の施設構造及び騒音対策の概要

駐車場	施設面の騒音対策	運用面の騒音対策
建物東側平面駐車場		
建物屋上駐車場		

・複数の駐車場がある場合は、駐車場ごとに記載する。

施設面の騒音対策欄には、駐車場の屋内化とそれに伴う天井、壁の吸音処理、立体駐車場におけるスロープの勾配等に配慮した防音対策、床や排水溝のふたに段差をなくす等施設の配置、構造面での配慮事項を記載する。

・運用面の騒音対策欄には、アイドリングストップの啓発、駐車場の利用時間の制限、部分使用制限等運営面での配慮事項を記載する。

・夜間、併設施設の駐車場から騒音が発生することが見込まれる場合は、その騒音対策の概要も含めて記載する。

(5) 廃棄物等収集作業に係る騒音対策の概要

廃棄物等 収集場所	構造	収集時間帯	施設面の騒音対策	運用面の騒音対策
建物西側廃棄物 等収集場所No.1				
建物西側廃棄物 等収集場所No.2				

・廃棄物等収集場所が複数ある場合は、廃棄物等収集場所ごとに記載する。

施設面の騒音対策欄は、収集場所の屋内化や騒音対策、収集場所の配置等施設の配置・構造面での配慮事項を記載する。

・運用面の騒音対策欄は、収集業者への騒音抑制意識向上の働きかけ、深夜・早朝等の作業回避等運営面での配慮事項を記載する。

・夜間、併設施設の廃棄物等保管施設から騒音が発生することが見込まれる場合は、その騒音対策の概要も含めて記載する。

11 廃棄物等の保管施設の計画

(1) 廃棄物保管施設の計画（高さ m）

廃棄物保管施設	面積	排出方法	洗浄設備の有無	冷蔵設備の有無	附属設備の概要
廃棄物保管施設③	m ²				
廃棄物保管施設④	m ²				

- ・複数の廃棄物保管施設がある場合は、廃棄物保管施設ごとに記載する。
- ・附属設備の概要欄には、換気設備、脱水処理機、生ゴミ処理機等を記載する。
- ・廃棄物専用保管施設の場合は、洗浄設備の有無欄は、必ず有と記載する。

(2) 再利用対象物保管施設の計画（高さ m）

再利用対象物保管施設	面積	排出方法	洗浄設備の有無	冷蔵設備の有無	附属設備の概要
再利用対象物保管施設①	m ²				
再利用対象物保管施設②	m ²				

複数の再利用対象物保管施設がある場合は、再利用対象物保管施設ごとに記載する。

(1) 廃棄物等の運搬・処理方法

・敷地内処理の有無欄で有の場合は、処理施設の悪臭対策、防音対策等についても記載する。

(2) 廃棄物等の減量・リサイクル計画

廃棄物等の種類	発生予測量 t/年 (A+B)	ごみ処分量 t/年 (A)	資源化量 t/年 (B)	資源化率 $B \div (A+B)$ (%)
OA用紙 (コピー紙等)				
新聞・雑誌・ 段ボール				
機密書類				
雑古紙				
生ごみ				
せん定枝類				
その他可燃ごみ				
空き缶				
金属類 (空き缶を除く)				
空きびん				
ガラス類 (空きびんを除く)				
ペットボトル				
発泡スチロール				
その他プラスチック 類				
計				

・ 欄外にごみ処分量、資源化量算出根拠を記載する。

・ 分別する廃棄物等の種類ごとに記載する。

(3) 小売業者における廃棄物等運搬・処理の方法

小売業者名	廃棄物等の運搬・処理の具体的方法
株式会社〇〇	
△△ △△	

小売業者ごとに運搬・処理を行う場合に記載する。

(4) 食品加工場等の計画

面積	m ²
配置	図面No.○
加工の具体的内容	
悪臭対策	
汚水対策	

併設施設から悪臭、汚水が発生するおそれがある場合は、その対策も含めて記載する。

13 街並みづくり等への配慮に関する事項

(1) 街並みづくり等への配慮事項

--

(2) 敷地内の緑化計画 (図面No.○)

敷地面積	緑化面積	緑化の方法	
m ²	m ² (%)	植栽	m ²
		壁面緑化	m ²
		透水性舗装	m ² (m ² × 1 / 2)

緑化の方法は、植栽、壁面緑化、透水性舗装等の種類ごとに具体的に記載する。

(3) 景観への配慮 (図面No.○)

--

建物完成予想図を添付する。

(4) 屋外照明、広告塔照明等の計画及び光害対策 (図面No.○)

項目	屋外照明	広告塔照明	壁面照明	来客の自動車のライト
照明の配置				—
照明の方向				—
照明の強さ				—
点灯時間				—
光害対策				

各項目について具体的に記載する。

添付図面

図面には、縮尺、方位、スケールバーを記載する。

図面等の種類	主な記載項目
1 各階求積図・求積表	求積
2 緑化計画図	緑化の位置、種類、面積等
3 照明配置図	照明の位置、仕様
4 立面図	
5 その他必要図面、資料等	基盤整備、街並みづくりに関する図面、 建物完成予想パース、書面等

変更の場合の届出書等記載事項等一覧(付:届出書等記載場所・主な相談先一覧)

*◎は、原則として記載が必要になる事項、○は、変更の際配慮が必要となる可能性がある事項

*記載事項に伴う図面等も必要となります。

*附則第5条第1項の届出は、変更する事項以外の事項も届出が必要となるため、この表で示された事項以外の事項も記載が必要となります。

*変更の場合の記載事項は、目安を一覧にしたものであり、詳細は経済局地域商業課にご相談ください。

*主な相談先については、記載部署以外にもある場合があるため、経済局地域商業課にご相談ください。

記載事項		変更事項	店舗面積の増加	駐車場の位置の変更	駐車場の収容台数の減少	駐輪場の位置の変更	駐輪場の収容台数の減少	荷さばき施設の位置の変更	荷さばき施設の面積の減少	廃棄物等保管施設の位置の変更	廃棄物等保管施設の容量の減少	開店時刻の繰上げ・繰下げ	駐車場利用時間帯の変更	駐車場の出入口の数及び位置の変更	荷さばき時間帯の変更	届出書等記載要領における記載場所(書類名-項目番号)	主な相談先 (ただし、経済局地域商業課は、事項全般にわたって相談必要)
1 設置者の概要	(1)氏名又は名称		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	届出書	
	(2)住所		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	届出書	
	(3)連絡先、電話番号及びFAX番号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	補足資料-1	
2 店舗施設設計画の概要	(1)店舗の名称及び所在地		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	届出書-1	
	(2)計画地の概要	①敷地面積及び土地の所有形態	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	補足資料-2(1)	
		②法令上の用途等	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	補足資料-2(2)	住宅都市局 都市計画課
		③現在の利用状況	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	補足資料-2(3)	
	(3)計画地周辺の概要	①立地状況	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	補足資料-3(1)	
		②隣接地の用途現況	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	補足資料-3(2)	
		③基盤整備に関する事業の有無及びその内容	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	補足資料-3(3)	住宅都市局 都市計画課 等
		④街並みづくり計画の有無及びその内容	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	補足資料-3(4)	
	(4)建物の構造及び規模	①建物の構造	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	補足資料-4(1)	
		②店舗面積	◎													届出書-4	
		③延床面積及びその内訳	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	補足資料-4(2)	

記載事項		変更事項													届出書等記載要領 における記載場所 (書類名-項目番号)	主な相談先 (ただし、経済局地域 商業課は、事項全般に わたって相談必要)	
		店舗 面積の 増加	駐車 場の 位置の 変更	駐車 場の 収容台 数の減 少	駐輪 場の 位置の 変更	駐輪 場の 収容台 数の減 少	荷さ ばき 施設 の位置 の変更	荷さ ばき 施設 の面積 の減少	廃棄 物等 保管 施設 の位置 の変更	廃棄 物等 保管 施設 の容量 の減少	開店 時刻 の繰上 げ・繰 下げ	駐車 場利用 時間帯 の変更	駐車 場の出 入りの 数及び 位置の 変更	荷さ ばき 時間帯 の変更			
	(5)その他の施設計画及び各施設面積	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	補足資料-4(3)		
	(6)建築着工予定年月日及び完成予定年月日	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		補足資料-4(4)		
3 営業計画の概要	(1)小売業者一覧表	○													届出書-2		
	(2)主として販売する物品の種類	○													添付書類-2		
	(3)開店時刻及び閉店時刻	○		○						◎	○	○	○		届出書-6(1)		
	(4)変更予定年月日	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	届出書-3(新設日)		
4 指針の各項目に関する事項	(1)駐車場の計画														届出書-5(1)	住宅都市局 交通企画・モビリティ都市推進課 建築指導課 愛知県警 交通規制課 警察署 等	
	①駐車場の位置及び収容台数	○	◎	◎													
	②必要駐車台数算出根拠	◎		◎													添付書類-4(1)
	③特別な事情による駐車台数の算出	○		○													添付書類-4(2)
	④駐車場の構造、収容台数、面積及び敷地の状況	○	○	○													補足資料-5(1)
	⑤駐車場の分散確保の有無	○	○	○													添付書類-4(3)
	⑥駐車場利用時間帯	○								○	◎						届出書-6(2)
⑦その他の駐車場の状況	○	○	○											添付書類-4(4)			

記載事項			変更事項										届出書等記載要領 における記載場所 (書類名－項目番号)	主な相談先 (ただし、経済局地域 商業課は、事項全般に わたって相談必要)					
			店舗 面積の 増加	駐車 場の位 置の変 更	駐車 場の収 容台数 の減少	駐輪 場の位 置の変 更	駐輪 場の収 容台数 の減少	荷さば き施設 の位置 の変更	荷さば き施設 の面積 の減少	廃棄物 等保管 施設の 位置の 変更	廃棄物 等保管 施設の 容量の 減少	開店時 刻の繰 上げ・ 繰下げ	駐車場 利用時 間帯の 変更	駐車場 の出入 口の数 及び位 置の変 更	荷さば き時間 帯の変 更				
		⑧駐車場の自動車の出入口の数及び位置	○	○	○							○	○	◎			届出書－6(3)	住宅都市局 交通企画・モビリティ都市推進課 建築指導課 愛知県警 交通規制課 警察署 等	
		⑨敷地内駐車待ちスペース	○	○	○									◎			添付書類－5(1)		
	(2)駐輪場の計画	①駐輪場の位置及び収容台数	○			◎	◎											届出書－5(2)	緑政土木局 自転車利用課
		②必要駐輪台数算出根拠	◎			◎	◎											補足資料－6(1)	
		③駐輪可能台数の予測及びその根拠	○				○											補足資料－6(2)	
		④駐輪場の構造、収容台数及び面積	○			◎	◎											補足資料－6(3)	
		⑤駐輪場の管理体制	○			○	○					○						補足資料－6(4)	
		⑥駐輪場案内の表示方法	○			◎	○											補足資料－6(5)	
	(3)自動二輪車駐車場の計画	①自動二輪車駐車場の計画	○									○						補足資料－7	住宅都市局 交通企画・モビリティ都市推進課 等
	(4)荷さばき施設の計画	①荷さばき施設の位置及び面積	○					◎	◎									届出書－5(3)	住宅都市局 交通企画・モビリティ都市推進課 建築指導課 緑政土木局 道路利活用課 土木事務所 愛知県警 交通規制課 警察署 等
		②荷さばき施設の面積及び構造	○					◎	◎									補足資料－8(1)	
		③荷さばき車の出入口の数	○					◎	○						○		補足資料－8(2)		
		④荷さばきを行うことができる時間帯	○					○	○			○			◎		届出書－6(4)		
		⑤荷さばき車の台数及び作業時間帯	○					○	○			○			◎		添付書類－7		

記載事項		変更事項	店舗面積の増加	駐車場の位置の変更	駐車場の収容台数の減少	駐輪場の位置の変更	駐輪場の収容台数の減少	荷さばき施設の位置の変更	荷さばき施設の面積の減少	廃棄物等保管施設の位置の変更	廃棄物等保管施設の容量の減少	開店時刻の繰上げ・繰下げ	駐車場利用時間帯の変更	駐車場の出入口の数及び位置の変更	荷さばき時間帯の変更	届出書等記載要領 における記載場所 (書類名・項目番号)	主な相談先 (ただし、経済局地域 商業課は、事項全般に わたって相談必要)
(5)経路 の設定	①敷地周 辺の道路 の状況	◎	○	○								○	○	○		添付書類－5(2)	住宅都市局 交通企画・モビリ ティ都市推進課 建築指導課 緑政土木局 道路利活用課 土木事務所 愛知県警 交通規制課 警察署 等
	②現状の 平日及び 休日の交 通量調査 の結果	◎	○	○								○	○	○		添付書類－5(3)ア	
	③開店後 の周辺道 路の交通 量の予測	◎	○	○								○	○	○		添付書類－5(3)イ	
	④併設施 設の利用 者の交通 量予測	○	○	○								○	○	○		添付書類－5(4)	
	⑤交差点 飽和度・ ピーク時 間帯一覽	◎	○	○								○	○	○		添付書類－5(5)	
	⑥案内経 路を設定 した根拠	◎	○	○								○	○	○		添付書類－6(2)	
	⑦経路等 を来店車 に知らせ る方法	◎	○	○								○	○	○		添付書類－6(3)	
(6)その 他の施設 の配置及 び運営方 法に関する計画	①歩行者 の通行の 利便の確 保等のた めの計画	○	○		○		○		○		○		○	○		補足資料－9(1)	環境局 資源循環推進課
	②廃棄物 減量化及 びリサイ クルにつ いての計 画	○								○						補足資料－9(2)	
	③防災へ の協力	○														補足資料－9(3)	
	④防犯へ の協力	○									○	○		○	補足資料－9(4)		
(7)騒音 の予測の 結果及び 騒音対策	①遮音壁 の有無、 位置及び 高さを示 す図面	○	○				○		○		○	○	○	○		添付書類－8	環境局 大気環境対策課

記載事項		変更事項	店舗面積の増加	駐車場の位置の変更	駐車場の収容台数の減少	駐輪場の位置の変更	駐輪場の収容台数の減少	荷さばき施設の位置の変更	荷さばき施設の面積の減少	廃棄物等保管施設の位置の変更	廃棄物等保管施設の容量の減少	開店時刻の繰上げ・繰下げ	駐車場利用時間帯の変更	駐車場の出入口の数及び位置の変更	荷さばき時間帯の変更	届出書等記載要領における記載場所(書類名・項目番号)	主な相談先 (ただし、経済局地域商業課は、事項全般にわたって相談必要)
		②荷さばき施設及び作業に係る騒音対策の概要	○					○	○			○			◎	補足資料－10(1)	環境局 大気環境対策課
		③BGM等の営業宣伝活動の予定	○									◎				補足資料－10(2)	
		④冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の稼働時間帯及び位置を示す図面	○									◎				添付書類－9	
		⑤冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の規模、能力、騒音レベル等	○									◎				補足資料－10(3)	
		⑥駐車場の施設構造及び騒音対策の概要	○	◎								○	◎	○		補足資料－10(4)	
		⑦廃棄物等収集作業に係る騒音対策の概要	○							◎						補足資料－10(5)	
		⑧平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠	◎	◎				◎		◎		◎	◎	◎	◎	添付書類－10	
		⑨夜間に発生する騒音の発生源ごとの予測の結果及びその算出根拠	◎	◎				◎		◎		◎	◎	◎	◎	添付書類－11	

記載事項		変更事項	店舗面積の増加	駐車場の位置の変更	駐車場の収容台数の減少	駐輪場の位置の変更	駐輪場の収容台数の減少	荷さばき施設の位置の変更	荷さばき施設の面積の減少	廃棄物等保管施設の位置の変更	廃棄物等保管施設の容量の減少	開店時刻の繰上げ・繰下げ	駐車場利用時間帯の変更	駐車場の出入口の数及び位置の変更	荷さばき時間帯の変更	届出書等記載要領における記載場所(書類名・項目番号)	主な相談先 (ただし、経済局地域商業課は、事項全般にわたって相談必要)
	(8) 廃棄物等保管場所の計画	① 廃棄物等保管施設の位置及び容量	○							◎	◎					届出書－5(4)	環境局 資源循環推進課
		② 廃棄物保管施設の計画	○							◎	◎					補足資料－11(1)	
		③ 再利用対象物保管施設の計画	○							◎	◎					補足資料－11(2)	
		④ 廃棄物等の排出量等の予測	◎							○	◎					添付書類－12(1)	
		⑤ 特別な事情による廃棄物等の排出量等の予測	○							○	○					添付書類－12(2)	
		⑥ 小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出量等の予測	○							○	○					添付書類－12(3)	
	(9) 廃棄物等の運搬・処理計画	① 廃棄物等の運搬方法	○								○					補足資料－12(1)	
		② 廃棄物等の処理方法	○								○					補足資料－12(1)	
		③ 廃棄物等の減量・リサイクル計画	○								○					補足資料－12(2)	
		④ 小売業者における廃棄物等運搬・処理の方法	○								○					補足資料－12(3)	
		⑤ 食品加工場等の計画	○													補足資料－12(4)	
	(10) 街並みづくり等への配慮に関する事項	① 街並みづくり等への配慮事項	○													補足資料－13(1)	住宅都市局 都市計画課 等
		② 敷地内の緑化計画	○													補足資料－13(2)	緑政土木局 緑地維持課

記載事項 変更事項			店舗面積の増加	駐車場の位置の変更	駐車場の収容台数の減少	駐輪場の位置の変更	駐輪場の収容台数の減少	荷さばき施設の位置の変更	荷さばき施設の面積の減少	廃棄物等保管施設の位置の変更	廃棄物等保管施設の容量の減少	開店時刻の繰上げ・繰下げ	駐車場利用時間帯の変更	駐車場の出入口の数及び位置の変更	荷さばき時間帯の変更	届出書等記載要領 における記載場所 (書類名－項目番号)	主な相談先 (ただし、経済局地域 商業課は、事項全般に わたって相談必要)
		③景観への配慮	○													補足資料－13(3)	住宅都市局 ウォークアブル・ 景観推進課
		④屋外照明、広告塔照明等の計画及び光害対策	○	○		○		○		○		○	○	○	○	補足資料－13(4)	